

平成27年第3回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 2 7 年 9 月 1 8 日（金曜日）

議 事 日 程（第5号）

- 第1 議案第105号 若井笠ノ川池災害復旧工事請負契約の一部を変更する契約の締結について
- 第2 議案第 94号 平成27年度四万十町一般会計補正予算（第2号）
- 第3 議案第 95号 平成27年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第4 議案第 96号 平成27年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第5 議案第 97号 平成27年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第6 議案第 98号 平成27年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第7 議案第 99号 平成27年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第8 議案第100号 平成27年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第9 議案第101号 平成27年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第102号 平成27年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第103号 平成27年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第12 認定第 1号 平成26年度四万十町各会計歳入歳出予算の認定について
- 第13 陳情第27-16号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情書
- 第14 陳情第27-29号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情書
- 第15 発委第17号 伊方原発についての「公開討論会」の開催を求める意見書
- 第16 発委第18号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書
- 第17 発委第19号 特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書
- 第18 議員派遣の件
- 第19 閉会中の継続調査申し出について
- 追加第1 西原眞衣議員に対する問責決議（案）について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19まで

追加日程第1 西原眞衣議員に対する問責決議（案）について

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（18名）

1番	橋本章央君	2番	林健三君
3番	古谷幹夫君	4番	緒方正綱君
5番	岡峯久雄君	6番	下元真之君
7番	岩井優之介君	8番	水間淳一君
9番	吉村アツ子君	10番	味元和義君
11番	下元昇君	12番	堀本伸一君
13番	楨野章君	14番	武田秀義君
15番	中屋康君	16番	西原眞衣君
17番	酒井祥成君	18番	橋本保君

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠席議員（0名）

～～～～～～～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
政策監	田辺卓君	会計管理者	左脇淳君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋口寛君	危機管理課長	野村和弘君
企画課長	敷地敬介君	農林水産課長	熊谷敏郎君
商工観光課長	下藤広美君	税務課長	永尾一雄君
町民環境課長	植村有三君	建設課長	佐竹一夫君
健康福祉課長	山本康雄君	上下水道課長	高橋一夫君
教育委員長	谷脇健司君	教育長	川上哲男君
教育次長	岡澄子君	学校教育課長	杉野雅彦君
生涯学習課長	辻本明文君	農業委員会会長	林幸一君
農業委員会事務局長	西谷久美君	代表監査委員	中岡全君

総務課財政班長 大 元 学 君

大正地域振興局

局長兼地域振興課長 山 脇 一 生 君 町民生活副課長 本 山 桂 三 君

十和地域振興局

局長兼地域振興課長 仲 治 幸 君 町民生活課長 林 久 志 君

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長 宮 地 正 人 君 次 長 酒 井 弘 恵 君

書 記 國 澤 みやこ 君

~~~~~

午前 9 時30分 開議

○議長（橋本保君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまより平成27年第 3 回四万十町議会定例会第10日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第 1 議案第105号若井笠ノ川池災害復旧工事請負契約の一部
を変更する契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

副町長森武士君。

○副町長（森武士君） おはようございます。

それでは、議案説明資料は追加分の資料となります。

議案第105号若井笠ノ川池災害復旧工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本工事につきましては、本年 6 月10日の第 2 回定例会におきましてご決定をいただきました請負契約の工事の内容を一部変更するものでございます。

変更の内容といたしましては、当初の実施設計時には残土処理場が確定していなかったことによりまして、残土処理に係る運搬距離を 2 km以内に想定をしていたところですが、工事を進めながら残土処理場を探しました結果、想定距離内に適地がなかったため、峰ノ上の町有地に残土処理場を選定をしたところでございます。このことに伴いまして運搬距離が 2 km以内から7.6kmに変更となりましたので、工事費が652万5,360円の増額となったものでございます。

議会においてご決定をいただいた請負契約の工事の内容変更に係るものでございますので、地方自治法第96条第 1 項第 5 号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づきまして、議会の議決を求めようとするものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第105号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第105号若井笠ノ川池災害復旧工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第105号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第2 議案第94号平成27年度四万十町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番槇野章君。

○13番（槇野章君） それでは9月補正予算資料の2ページのJR予土線バイオトイレ設置事業と、その下の路線バス停留所標識整備事業についてお伺いをします。

バイオトイレ、おが粉じゃないおがくずやと思いますが、最大処理能力、例えば一日に何回使えるのかと、おがくずの交換が年に2、3回必要と思いますが、そのメンテナンス料が分かれば。

それとまた、使用後のおがくずは良好な有機肥料になりますが、その処理方法はどういう方法を取っているのか。

それとバスの標識ですが、一つの標識に乗合バスとコミュニティバスの標識を掲示するのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） お答えします。

バイオトイレについてでございますが、何回使えるのか。はっきりした処理能力というのはちょっとよう押さえてないんですが、これ、なかなか四国内にもなくて、実は徳島のほうへあるのを視察に行かせてもらいました。それによりますと、かなり一日の使用量があっても、交換はあまりしなくて大丈夫という説明は受けております。

それと、おがくずの交換でございますが、これも年に1回、2回という程度、そういうような説明を受けております。

それと、その処理方法ですが、ちょっとそこまで詳しくは、すみませんが説明をよう受けてないという、まだ状況でございます。

それともう一点、路線バスの停留所の標識整備事業でございますが、これにつきましては、そうです、コミュニティバスと路線バスが併用して走っている路線も徐々に増えてきておりますので、標識の大きさにもよるんですが、できる限り両方を分かりやすいような形で掲示したいということで事業者と話を今後していく予定ではございます。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） バイオトイレですが、それぞれ使用回数が会社によって違います、かなり最大量の使えるがを構えちょかんと大変なことになりやせんかと思っております、ひとつよろしくをお願いします。

乗合バスとコミュニティバスとの標識を混載するという事で今返事をいただきましたが、旅客自動車運送事業運輸規則に抵触するのではないかと思います。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） まずバイオトイレですが、バイオトイレ、議員おっしゃられましたように、いろいろな大きさがあります。これを今ホームへ取り付けようとしておりますので、JRとの協議になりますので、できるだけ大型にはこちらはしたいとは思っておりますが、協議の上でどれぐらいの大きさになるかというのはまた決定されると思います。

それと、路線バスの停留所の件ですが、今、違法になるんじゃないかというご質問でございましたが、今うちのところでは、現在の時点で違法になるという認識は持っておりませんので、また詳しく調べましてその辺は対処したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 9月補正予算資料のほうからお聞きいたします。

1 ページの人事評価制度構築事業についてお尋ねいたします。

法律で改正されて、平成28年から実施すると記載されております。これは全国的な取組でしょうか。

それからもう一点。この制度というものはどういう過程を経て、こういうものが導入されたのか。現場から様々な改革の要望があって、このようになったのか、それとも国からの押し付けでしょうか。それについて。

それから、評価は誰が行うのか、まずそれをお尋ねいたします。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

まず、全国的なものかということですが、法改正に伴うものですので、全国的なものでございます。

それから、どういういきさつでこういうことになったのかということですが、今まではいわゆる勤務評定というものがありませんでしたが、それは評価項目が明示されなかったり、上司からの一方的な評価で結果を知らされなかったり、それから人事管理に十分に活用されないなどの問題点がいろいろ指摘されておりました。今回法改正によりまして人事評価制度、職員の能力と業績の両面から評価して、評価基準の明示でありますとか、自己申告、面談、評価結果の明示などの仕組みによりまして客観性を確保して、人材育成にも活用するという形の評価制度が定められたところでございます。

評価者ですが、これも制度設計の中で正式には決まっておりますが、通常は課長が課員を評価するというのが一般的です。現在、四万十町でも試行のほうは行っておりまして、1次評価は自己評価をいたしまして、2次評価では課長、副課長が評価をしまして、その後、3次評価を副町長なり、町長なりが行うという形になっております。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 町長は住民が評価すると思いますけれども。

私はこういう評価制度というのはあまり好まんというか、自分もJRに在りまして、こういう形で導入されてやられたんですけども、ぎくしゃくしたような記憶があります。

自治体というのは住民の要求に応えるというか、職員、本当に、ためのレベルアップしていかないと組織だと思えます。こういう力というのはやっぱりチームワークではないかと、集団による討議とか、そういうことがすごく大事なことで、それとの、そういうふ

うな手法と、こういう人事の評価制度というのはバッチングするんじゃないかという心配をするんですけど、その点についてもう一回お尋ねいたします。

それから、すみません、質問が抜かっておりましたけども、先ほどの2ページにありますバイオトイレについて、これは長い間JRと協議をしてきたとありますけれども、この費用についての、例えば負担の割合とか、そういう点についてどのようになっていますか。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 人事評価の件についてお答えを申し上げます。

今、地方分権の推進によりまして、地方公共団体の役割が非常に増大して、住民ニーズは高度多様化する一方、厳しい財政事情でありますとか、職員数は減少しております、個々の職員の能力向上が求められているところであります。このために能力、実績に基づく人事管理によりまして職員の人材育成を図りまして、組織全体の士気の高揚でありますとか、公務能率の向上を図り、住民サービスを向上させるための制度ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） バイオトイレのJRとの協議についてお答えしたいと思います。

JRとの協議と説明資料のほうへ書いてるんですが、この協議につきましては、予土線利用者の方の希望でありましたJR車両へトイレを何とか付けてもらいたいという、この協議を長年行ってきました。ただ、去年度、最終的にどうしても不可能じゃということで、代替案としてバイオトイレという案が出てきまして、JRとまた協議を行ったところです。

費用のほうにつきましては、町のほうがJRのホームへ工事をして、町が設置するという形になりますので、ここ、予算計上しておりますが、町のほうが全て見るようになります。ただ、県のほうも協力してくれまして、県のほうから半額補助が出るという形になっております。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 私のほうも資料のほうで、予算資料のほうで質問をしたいと思います。

1 ページ、先ほど来から出ておりますが、人事評価の関係、関連の質問の形になるんで

すが。今回国の方針というか、これ、地方公務員法ということで根拠が書いてありますが、人事評価制度を作っていくと。まず、いわゆる根拠については先行型というか、一応は予行演習型というか、もう既に導入をされているという形で現在やっておられるということで、以前聞いた記憶がありますが。

ここの、今回、一般財源で350万円で、人事評価制度を構築していく費用ということで今回はやる。平成28年度は研修をしていくということでありましたが、この350万円でどういう委託を、委託料となっておりますので、どういう形で構築をしていくのか。既に実際先行導入というか、あらかじめこの評価制度というのは実体験をされておるということで承知しておりますので、また新たに別に作り上げていくためのお金として必要なのか。現在、今までやっていることについての、そのまま踏襲をしていかないのかというのが一点と、それからマニュアル作成ということでもありますので、恐らくこれ、全国規模でするので、同じようなマニュアルを作るということでもありますので、それを利用するということになると、今まで使ったものとは全く違うのかどうか、そのあたりのところについてお伺いをまずしておきたいというのが、この項目のまず一点です。

もう一点、5ページです。5ページの下段の星空の街・あおぞらの街全国大会プレイベントということで今回予算化をして、これは68万円ということですが、次年度は1,000万円規模の予算化をするという予定をいただけてます。これについては、来年奥四万十博が実施をされるわけですが、それにちょうどタイミングよく今回あおぞらの街全国大会というのが招聘できたという、昨日の一般質問の町長の答弁の中に触れたことでありましたが。

まず、今年はフォトコンテストをやると。場所についてはウェル花夢の天体観測施設ということではありますが、来年の大会は大変大きな規模ということになるようですので、こういった内容の規模で、こういった場所でやっていくのかということでもあります。恐らくは天体観測、星空でありますので、そういう施設絡みの場所設定ということで想定はするんですが、かなりの人を誘客をしてお迎えを、あるいは賓客をお迎えをして、形を取ることになると場所設定もあると思いますので、そのあたりの。今年のフォトコンテストを大正でやると。来年度はどういう形で、大正も含めてやっていくのか、また来年度はまた別の形で大会イベントの施設を考えているのかどうか。そのまず二点、お伺いをしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 人事評価制度の件でございますけれども、現在四万十町でも試行は行ってるわけでございますけれども、様々な自治体で試行が行われたり、先行して本格導入をされておるような自治体もありますけれども、本当に制度の構築については様々なやり方をしております。制度が適切に機能していないというような場合も数多くあるように聞いております。そこで、現在の試行を基にしまして、本格実施に当たり、試行の問題点を専門的に洗い出していただきまして、人材育成にもつながる人事評価とするために専門家の指導、アドバイスによる制度構築が必要であるというふうに考えております。

それともう一つ、適切な人事管理を行いまして、組織全体の士気高揚でありますとか、公務能率の向上等人材育成につなげるためには、特に評価者の研修をしっかりと行っておかないと制度がうまく回っていかないと思いますので、そこを非常に大事に考えておりまして、専門家による研修指導をお願いすること、これは必須であるというふうに考えております。そういったもろもろの経費全てでございます。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えいたします。

資料5 ページの星空の街・あおぞらの街全国大会プレイベントの件でご質問いただきました。

まず、この星空の街・あおぞらの街全国大会ですが、去る9月12、13日福島市のほうにおきまして第27回の全国大会が開催されております。その中で、次年度、28年度の大会が四万十町で行われるということで決定がされました。それを受けまして今年度プレイベントという形で、事業費のほうを補正計上させていただいたところです。

まず、今年のプレイベントの分につきましてはフォトコンテストという形で、これからになりますけれども、四万十町の夜空等を含めまして、写真によるコンテストを行いたいと思います。それをもって入賞、優秀賞を決めまして、それらの写真を来年の、28年度本大会のチラシ等へ、作成していくという形で考えております。

それから今年は、秋と冬になりますけれども、星空の観望会ということで、場所はここに書いておりますように、ウェル花夢の大正の天体観測のところを利用しまして、20人から40人規模で天体観測会を開催したいと思います。これにつきましては、四万十町の大正のこの地域でこういう形で、時季時季にこういう星空が眺めれるとかいう形で学習をしていただくという形で、対象者のほうは小学生でありますとか又は一般の方を募集するとい

うような形で、これからちょっと検討する部分がありますけども、そういう形で大気汚染につなげるような学習も含めて、観望会を開催していきたいというふうに考えておるところです。

それから、平成28年度本大会におきましては、一応規模的には500人ぐらいを予定しておりますので、式典等もございまして、会場につきましては、今のところ四万十会館を式典会場にしまして、その後の星空観望会という形で関係者に見ていただくわけですけど、そこはウェル花夢のほうを予定しております。翌日はエクスカーションということで、一応町内にあります観光施設を含めまして周遊をしていただくというような形で、大まかな計画がされているところです。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 人事評価の関係は現在試行のものとまた違った形で、今までやったことについての、もう一度評価者のほうの再認識をしてもらうということですが。実際今まで試行されて、評価シートを全職員も経験をされてるということですので。実際今までの評価を実施した中で、本町の場合については、要するにどれぐらいの全体評価になるかは別として、おおむねこれがうまくいって今度、全国レベルの形で導入ができる状況になっているのかどうかということです。

私、心配するのは、やっぱり評価をして、職員が自分でシートを書いて提出をして、それに基づいて第1次評価、2次評価、3次評価と順番に管理者のほうで評価をしていくということになるわけですが、面談の段階でなかなか難しい分野があらせんかなと。要するに職員のほうでは自己評価をするわけ、それから評価者のほうは全体評価、上からの客観的な評価をするということで、面談等々がうまくいって1年間、あるいは2年間か、ちょっと私も記憶にないんですが、そういう形で実施をされてきておるのかどうか。一つは今までの評価はどうであったのか。いわゆる評価者制度がうまくいっていたのかどうか、それだけ、もう一回、総体的な話でお伺いしておきたいということです。

それから、星空のコンテストの関係についてはおおむね、大体概略分かりました。星空を見る、そういう機会を、本町の場合については非常にいい、空気の澄んだ町ですので、絶好のチャンスで大いにPRしてもらいたいということです。

果たして、ウェル花夢に観測所があるんですが、町内にあとそういう観測施設というのは、あれば、そういった形の連動というか、そういった施設についても、こういった機会

に見直していくとかいったようなこともあると思いますが、他にそういう観測所があるのかどうかということをお伺いしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 人事評価の関係ですけれども、現在の評価はどうかということですが、人事評価、基本的に能力評価と実績評価という形になっておるんですが、今の試行では実績評価につきましてはグループ単位で行っておりまして、個人ごとの評価ということはしてないところであります。

能力評価につきましても、これから検証もしていかなければならないわけですが、やっぱり評価項目は全体的にわたってないと言いますか、全ての職務を遂行した能力を評価しきれるような評価項目になっていないというような意見がありまして、その評価項目については、もう少し全体を評価できるような形に見直すべきではないかというふうには考えております。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） 天体観測所、ほかにはないかというところのご質問でございましたが、一応町内のほうには天体観測所、見る場所も限定されてきますので、大正のウェル花夢のほうが適地であるという形で。あと、窪川中学校のほうに施設ありますけれども、十分に機能していないということで、場所的にはここしかないという形です。

ただ、大会当日につきましては、一応施設は1か所でございますので、リース等で何基か整えまして、また臨むような形では考えております。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） まず、予算書の13ページなんですけど、そこに介護保険料軽減対策交付金がこれ、減額で706万2,000円ありまして、それから同じページに、今度は県支出金の中に低所得者介護保険料軽減県負担金というのが、今度は増額で176万9,000円計上されています。

今年の3月議会で介護保険料が上がった際に、低所得者向けの軽減ということが行われたと思うんですけど、そのための財源が国から交付されると。700万円相当ということをして事前に健康福祉課の担当者から聞いていたんですが、これがほぼ全額不必要であると。そして県の支出金、176万9,000円が今回追加されるっていうことなんですけど、この差額を考えますと、でしたらその分、介護保険料というものは減額が可能なのではないかと単純に考えたんですが、この点に関するお答えがいただきたいということがまず一点です。

それからページ飛びまして15、国際観光受入環境整備事業費補助金188万9,000円。これは多分、恐らく奥四万十博をにらんだ外国人観光客の受入れに関わるものであるとは想定できますが、具体的な事業内容について聞きたいと思います。

それから、やはり人事評価のことに気になりますのは、四万十町総合振興計画なるものがありまして、総合振興計画に関しても各担当者名がちゃんと入った評価シートのようなものが、分厚いものがかつて議会に、全員に配付された記憶があります。そこにもやっぱり成果に関する評価というのがありまして、事業ごとの。担当者の評価が、マークシートめいた評価が入っていたんですが、私は何人かの担当者に、電話ではありましたが、どういふ根拠に基づいてこういう評価をしたのか、事業の評価ですけど、っていうふうなことを聞くと、あまり明確な答えが返ってこなかった。一定の感覚でなどという言葉が結構聞かれたのを覚えているんですね。

ですから、やっぱりこれは岩井議員が言われたのと同じように、マークシートのような感じで人事評価がなされるということは、やはりマークシートのどこかに自分の記入があれば、それで一応曲がりなりに自己評価、次の課長評価、それから次の特別職評価というところに移っていけるわけですね。曲がりなりにそれをやっているかのように文書は積み上がっていくわけですね。けど、正しく樋口課長が今言われたように、評価項目の洗い出し、これが一番の問題点であると思うんですね。評価項目の洗い出しを専門家にやってもらう必要があるので委託に出したと。私は評価項目の洗い出しこそ職員が自分の現場で、課内の議論を経て積み上げていかなくていけないものではないかと思っているんですね。その件に関する、もう一回、この町の人事評価の在り方についての考え方を聞かせていただきたいと思います。

それと、飛びまして。これも奥四万十博の関係であろうかと思います。43ページ、観光PR映像制作委託料220万円、これ事前に委託先を聞きました。四万十公社にあります、公益事業とみなされている地域情報センター、ここに委託が決まっているというふうに担当者からは聞いているんですが、これは町の事業ですね、広域でやってますけど。その映像PRっていうのが重要な項目であろうと思います。その委託先は本来入札にかけて、一番ですから企画力があり、業績があり、優れたものを作ってもらえるところに委託するのが本来の姿ではないかと思うんですが、そのような競争原理がここに働いていたのか。もし働いていないとすれば、なぜ地域情報センターが委託先であるのか。これは四万十公社の一部門であり、公益事業とみなされています。それは間違いないことだと思うんです。

が、その点について答えていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 人事評価の件でお答えをさせていただきます。

評価項目につきまして、職員が自ら作っていくべきではないかというご意見でございます。確かにそのとおりであると思いますし、制度構築する場合には、決して委託先に丸投げするわけではなくて、制度構築の作業部会のようなものを庁内で設置をいたします。その中で自分たちでも考えて、今まで試行してきたことに何が足りないのかということも議論をしたいと思っておりますが、それに対していろいろ専門的に、他自治体の例なども豊富に知識を持っておる専門家に入っていて、アドバイスをいただきながら、職員自らがその項目を作っていきたいというふうには考えております。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） それでは、私のほうから予算書のこれ、14ページにございます商工6目の国際観光受入環境整備事業費補助金の188万9,000円と、それからもう一つは42ページの13節観光PRの映像制作委託料についてのご質問だったと思います。

まず、最初のほうの国際観光うんぬんの補助金でございますが、お手元に補正予算の資料があると思います。7ページと8ページでございます。そこで、7ページの右のほうに歳入がございますが、県のほうで国際観光受入環境整備事業補助金で143万6,000円ございます。それから8ページに、右の歳入のほうに同じように45万3,000円あります。これを足したものが188万9,000円ということでございまして、奥四万十博に備えましてもろもろの整備とか、先ほど言いましたPRの作成とか、部分をやってます。細かいことは主要な説明資料の内容のとおりでございます。

それから、42ページの観光PRの映像制作委託料で、担当のほうが四万十公社のほうに委託というお話をしているそうでございますが、これは正しくまだ予算計上した段階でございまして、既に業者を指定するということはいけないというふうに私は思っております、これにつきましては競争原理を働かすというようなところで考えていくべきやと考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えいたします。

12ページの交付金の関係でございますが、当初、当初と言いますか、昨年12月の段階で国から706万2,000円入るということになっておりましたが、結果といたしまして、国が4分の2、県が4分の1、町が4分の1という負担割合になったために、ページで言いますと11ページのほうに、低所得者介護保険料軽減国負担金というものが353万8,000円、2分の1になろうかと思えます。それから13ページ、県支出金のほうで低所得者介護保険料軽減県負担金176万9,000円ということになってまして、こういう割合になりましたので、当初の706万2,000円を減額したということになっております。

以上です。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 介護保険の交付金とか、県支出金については理解できました。

それで追加の質問なんですけど、人事評価に関して、これは決して委託先、経営協会と聞いておりますが、そこに丸投げするのではなくて、作業部会を立ち上げて、職員自らが洗い出しをするという説明があったんですけど、作業部会の組立方、それについてちょっとさらに詳しく聞きたいということ。

それから、予算説明資料で、先ほどの商工観光課長の事業の内訳は分かったんですけど、さらに詳しく聞きます。外国語のパンフレットを作成したということなんですね。4か国語というふうに書いております。1,000部ですよ。外国語のパンフレットを作成した。それからこの中には観光協会に委託して、観光協会の職員2人が観光英語を習って、外国人観光客に対する、サテライトですかね、あぐりとかそういうところでおもてなし、観光案内をするっていうようなことも聞いているんですけど、それでどのぐらいの期間、半年から1年、週に2回、30分、そういうことを聞いているんですけど、町内の英会話教室に通って。それで、観光英語を習って、観光客に対して英語で、観光パンフレットに日本語で書かれているようなことを伝えることができるものなのか。私は長年英語を教えてきた立場として、それは非常に難しいのではないかなと思うんですけど、このような、金額的には微細ではありますけれども、およそ何かちょっと無理なプログラムじゃないかなと思うような側面がありますので、現実的に。その点に関しても捉え方、把握の仕方について聞かせていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 人事評価制度の作業部会の構成ということでございますけれども、これから決定はしていくわけですが、あらゆる分野

の職場から、また年齢につきましても、評価者となります課長、それから副課長、それから被評価者となります一般の職員、年齢も様々に広く入っていただいて構成して、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） それでは主要な説明資料の中で、四万十観光協会のほうに補助として外国版のパンフレットを作成するということでございますが、このパンフレットは、従来「食と泊」というパンフレットがございます。その2種類につきまして、4種類の言語でこしらえると、作成するというものでございまして、英語と韓国語、中国語、それから繁体字というがございまして、ちょっと難しいんですが、そういった4種類の言語の部分を作成するということでございます。

それと、現在、職員の英語の研修と言いますか、そういうところで勉強されているが、それが生かされるかという部分やと思いますけども、はっきり申し上げまして、英語というのは私もなかなか苦手なほうでございまして、現に外国人が来ても、まともに会話できないような状態でございますが、ただ、一つそういうこともする中で、少しでも役に立てるかなというところで職員が英語の勉強をしているという程度でございまして、実際実践できるかと言ったら難しい部分があるかと思ってます。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 作業部会の編成については一定理解をいたしました。

それで、ちょっと私、勘違いしていたんですけど、9月補正で上がってきた観光パンフレットの作成、制作の部分ではなくて、6月補正で結局観光協会に向けて、これ、緊急雇用系だったと思うんですけど、スキルアップ、つまりおもてなし。外国人観光客へのおもてなし力、職務能力のスキルアップを目指してという予算が上がっていたんです。これも確か90万円ぐらいだったと思うんですけど、それについて観光協会の職員2人が観光英語、英会話を学んで、奥四万十博に向けて、観光パンフレットに書かれているような内容の日本語を、そのまま英語で外国人観光客に伝えることができるのを目指してやっていると。それは私はいささか無理ではないかと思って聞いたんですけど。この内容ではありませんでした。ちょっと、けど、同じことですね。奥四万十博を目指してです。

それについて、ですから、けど、少なくとも予算が投下されて、それを目指したわけですから、果たしてその成果を期待できるのかどうかという点に関する課長の明確な判断をもう一回お聞きしたいということと、併せまして、繁体語って分からないんですけど、中

国語、韓国語、英語、繁体語。繁体語っていうのは一体どこ言葉なんですか。分かりません。それは説明していただきたい。繁体語は外国語の一種であると思うので、説明していただきたいということと、これは公金を投入して作るパンフレットですから、どこの国の言葉であるかを説明していただきたい。

それとあと、高知県に外国人観光客で一番多いのは台湾人であります。英語を習って、どうして中国語を習わないんでしょうか。そこも、ある意味で実利とはずれた発想ではないかと私は思うんです。台湾人観光客が訪日外国人観光客の中で一番多いはずで、特に高知においては。これは県の観光政策課のホームページ上にもはっきり書かれておりますし、あるいは官公庁のホームページにも書かれております。そのような情報を駆使して事業というのは実利的に、私は組み立てるべきものではないかと本来思います。その点に関する情報の把握の仕方、そして情報の把握に基づいた事業の組立方についての、商工観光課長の考え方をいま一度お聞きしたいと思います。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） 非常に長々な質問でございまして、よく答えれん部分があるかもしれませんが、ご勘弁いただきたいという部分もございます。

まず、6月補正で、スキルアップの事業で90万円ということでございますが、今回9月補正の部分でございまして、6月補正の部分につきまして私ちょっと理解をしてない部分がございます、ちょっと答弁ようしないんですが、ご勘弁をしていただきたいと思います。

それと、繁体語でございます。繁体語じゃなくて繁体字でございます。繁体字というのは、私もこれ、よく理解してなかった調べたんですが、中国語において系統的な簡略化を経ていない筆画が多い漢字の字体を指すということで、特に中華人民共和国の一連の文字改革政策による簡体字との対比によりこう呼ぶというようなことで、ネットを調べたら書いておりました。すみませんが、詳しくは私は承知はしておりません。

それと、外国人が高知県のほうへ来られるというところで、台湾の方が多いということでございます。私もその点は、台湾人が多いということはいろんな情報などで知っております。特に高知県のほうでは、外国人の延べの宿泊数のデータがございまして、平成22年に1万6,000人、26年には2万9,000人が宿泊されているようでございます。そういったことで、本町独自のデータはございませんけれども、こういうことを見ますと、四万十町にも一定の外国人の方が見えられるということもございますので、そういった意味での

整備ということでございまして、そういうことでございます。

それから、台湾人が多いというところで、なぜ英語ということでございますが、台湾人の方も一定英語力が、習得された方がいられると思いますので、そういった思いで私は考えております。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

6 番下元真之君。

○6 番（下元真之君） 説明資料の中から一点だけ質問させていただきます。

説明資料の6 ページの下段であります。木質資源利用促進事業でありますけれども、町の考え方をお伺いをしておきたいと思います。

これは今日の新聞にも載っておりましたけれども、町内のゴルフ場。その給湯所に使うボイラーにペレットボイラーを設置するということで、町からの持ち出しは一切ない、県の補助を取ってきて、県の補助で設置するということですが、徹底して町内の資源を利用できることを考えてもらえないかというような視点に立ったときには、ペレットボイラーであれば町内の木質資源の活用にはなんということですか。

ここに薪ボイラー、以前から農林水産課には提案しておりますけれども、ガシファイアーっていう、これ、同じ県の補助事業を取ってきて、須崎の桑田山温泉であるとか、いのの土佐和紙工芸村の温泉であるとか、中村にあります山みず木温泉であるとか、こういったところが同じ補助事業を取ってきて、地域の資源を生かす薪ボイラー、ガシファイアーを入れてやっているわけですが、こういったボイラーを導入してもらえないですかという提案をするような余地はなかったのか、一点お伺いしたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） バイオマス関係になりますが、おっしゃるとおりペレットボイラーであれば、ペレットを作る工場は本町にありませんので、よそから買ってきての使用ということになります。

スカイヒルゴルフクラブ、今日の新聞にも確かに載っております、オープンするわけですが、ご質問のほうは薪ストーブ、薪ボイラーなどの活用の協議することができなかったかという点ではありますが、この事業につきましてはやはりスカイヒルのほうがペレットボイラーを使いたいという旨のご相談がありまして、事業費のほうは2,235万6,000円ということになってまして、3分の2は補助で出るわけなんです、3分の1は個人負担と言いましょうか、設置者の負担になるわけですので、やはり設置者の希

望ということもあって、この事業、ペレットということにさせていただいたわけであり  
ます。

町のほうが薪のほうをとということの協議はしておりません。

以上です。

○議長（橋本保君） 6 番下元真之君。

○6 番（下元真之君） 答弁ありがとうございます。

以前から桑田山温泉であるとか、土佐和紙工芸村温泉であるとかにこういったガシファ  
イアーっていうボイラーが入ってますよということはお知らせしてきたと思います。例え  
ば桑田山温泉なんかでは、重油ボイラーから薪ボイラーへ換えたことで、年間200万円の  
賃金を払う方を2人雇用しているという話もさせてもらったことがあると思いますけれど  
も、そういった面からも、また、こうやって町内で調達できる、山林資源の活用のできる  
ものを入れていただけたら、町内の山林資源も動きますし、それを買っていただくことで  
町内にお金も落ちていくわけですから、そういった視点を。またこういうゴルフ場なんか  
は年中、少しずつでも年中稼働する、ずっとこれが稼働していくと、こういったものはや  
っぱり大きいと思うんですよ。そういうところへやっぱり町内の資源をどうやって活用  
してもらおうとか、町内へどうやってお金を落としていってもらおうとか、そういつ  
た視点で何とか、常にそういうところへ目を配りながら取り組んでいただきたいという  
お願いということにしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 木質のペレットを使うボイラーにつきましては、興津の  
ハウスなども使用しているところでございまして、町内産の木材が使われてないというの  
が担当課長として非常にちょっとじれったいところもあるわけなんですけど、やはり議員お  
っしゃいますとおり、自伐林業家の育成をして、そういった薪などのことについてもっと  
振興すべきじゃないかという一般質問も承りました。そういう制度もできてないというこ  
ともあって、今回は設置者の希望どおりのペレットという形になったわけではありますが、  
今後は当然ながら町内産の材の活用ということは十分に考えていかなければなりませんの  
で、今後におきましてはいろいろと検討を進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（橋本保君） 2 番林健三君。

○2 番（林健三君） 私は四点ほど執行部に質問したいと思っています。

まず最初に、予算書のページを言います。21ページの2款1項3目13節の委託料、町有地の2万円の管理委託料、減額になった理由。そして、町有地としてどれくらいあるか。それから、どんな方法で管理しゅうか、それをお聞かせください。

それから24ページになります。2款1項8目23節になります。償還金利子及び割引料ということで150万円の町税の還付金と、今、オレオレ詐欺、いろいろ関係がありますが、返還についてどんな方法でやるのか、お聞きしたいと思います。

それから36ページにあります、4款2項4目18節の備品購入費604万8,000円の油圧ショベルの購入費ですが、どれくらいの、何tクラスのショベルを買うのか、それをお聞かせください。

そして、予算資料になります。3ページにありますふるさと支援推進事業ですが、2款1項6目8節から14節の関係です。この中にあります返礼品の多種多様化を図り、他町村との違いのアピールに取り組んでいるということを書いておりますが、その内容をよくお聞かせいただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 税務課長永尾一雄君。

○税務課長（永尾一雄君） 2款1項8目23節償還金割引料でございます。町税過年度還付金でございますけれども、当初予算で300万円の予算を計上しておりましたけれども、平成26年度実績の4月から10月末によりまして、270万円の還付金が存在しております。そういうことで、これからも還付が出てくるだろうということで、150万円の補正をしております。

○議長（橋本保君） どういう方法で還付するか。

○税務課長（永尾一雄君） 当然、納付書を、還付申請いただいて、口座に振り込むようにしています。還付ができましたら、本人宛てに、還付申請書を提出いただいて、その口座に基づきまして、口座のほうに振り込むということにしております。

そういうことで還付詐欺というか、そういうことにはならんというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） 予算書36ページ、18節の備品購入費のことでお答えさせていただきます。

今回購入させていただきます油圧ショベル購入費の604万8,000円につきましては、クリーンセンター銀河で使用している最終灰の処理施設で地ならし等をする油圧ショベルでござ

ざいます。その他にも物品の移動でありますとか、そういうところで使用しているわけですが、議員のお尋ねの何馬力かというところなんですけど、一応ミニ油圧ショベルという形で入れておまして、仕様のほうはあるんですけど、ちょっと馬力のほうが今手元に仕様がなく、もし分かりましたら後で報告させていただきます。

装備品のほうとしましては、最終の灰を処分したりするのに使いますので、一応キャビネットで囲ったエアコンでありますとか、そういうところの整備もさせていただいちゃう物品でございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） それでは、ふるさと納税の返礼品の多種多様化を図り、他市町村との違いのアピールに取り組んでいるという、これの詳しい説明になりますが、まず、ふるさと納税であります、皆さんご承知のように全国の市町村が現在いろいろな手法を使って獲得に取り組んでおります。

四万十町も今年から本格的に取り組むようにいたしました、この寄附金の獲得につきましてはどうしても他市町村と違う取組、使い道とか返礼品等、これを、多くの自治体の中から四万十町を選んでもらうという方法を取る必要があるという、そこがポイントということで、あと、今うちの考え方はまず魅力ある商品、うちは特産品いろいろな魅力ある商品があります。そういうものをまず一つは出していく。それと、こういう商品ではなしに、逆にこちらへ来てくれるような返礼品、そういう企画。また、いろいろな宿泊施設もありますので、そちらへ泊まってもらえるようなものを返礼品として構えとか、いろいろな、こちらへ来て、例えば作業をしてもらうとか、逆に言えば。そういうような多種多様な返礼品を作っていこうと今取り組んでいるところです。

今、ふるさと納税につきましては、今回のこの議会中にも各市町村、納税額が増えたという新聞記事も出ておりました。うちも負けるわけにはいきませんので、そこらあたり、ほかの市町村に負けないように、そういういろいろな新しい企画をこれからも作りながら、返礼品のほうも実は200ぐらいには増やしていきたいと考えております。これは町内のいろいろな生産者の方の協力も今後得る必要もありますが、そういうことで町内の産物の地産外商も図っていこうということで、返礼品を多くすれば、今の結果を見ますと、やはり多いところにある程度申込みがあるという実態もありますので、返礼品も多くし多種多様化を図る、これに取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしま

す。

○議長（橋本保君） 暫時休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時31分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大正地域振興局長山脇一生君。

○大正地域振興局長兼地域振興課長（山脇一生君） 2万円の減額につきましては、中津川小学校のプールの管理を委託していた分が、取壊しをしましたために不要になったということで、その分の2万円の減額でございます。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 関連で、管理している土地がどれほどあるのかというご質問でございましたけれども、行政財産とか公共用財産の乗っております土地を除きまして、宅地で6万5,000㎡、それから雑種地とか原野もろもろ合わせますと27万㎡程度管理をしております。

○議長（橋本保君） 2番林健三君。

○2番（林健三君） いろいろ答弁がありました。

まず最初に、町有地の管理の関係です。今、課長のほうから説明がありました。その減額の理由については中津川の関係ということが出ましたが。

私、昨年度まで産業建設の委員長をやらせていただいております。その中で、町有地の関係が、今回の議会でも高齢者の支援住宅の整備事業ということで、金上野の関係が出ておりました。そして、2か所目は十和・大正とやって、最後に窪川で2か所という想定があったように、町長のほうから説明があったように思います。

その中で、町長、町有地の、私は前から言っておりますが、若者の住宅の関係、町営住宅ですよ。そういうところへ提供するというような形もあると思います、いろんな形で町有地を。これぐらいの町有地があれば、格安で。町長の話では東又の黒石へやりたいと、町有地。あこ200坪ぐらいあったがやないかなと思うて、私の想定では思っておりますが、その中で、あこの住民が、毎年川の氾濫によりまして床上・床下浸水の関係が出ておりますよ。そういう人に提供するとか、町有地を。本当に困っておる住民じゃったと思います。陳情に出てくるぐらいですけんね。そういうところへ格安で、理由もあるがですよ。そんな床上・床下浸水で毎年つかるといような、そういうところへ格安で分ける手もあると

思います。ちょっとほんで、場所的にいかんということじゃないですけど、そういう希望者もおりますので、そういう考えを持っていただきたいと、利用をしていただきたいと思います。

そして、過年度分について課長のほうから答弁がありました。口座のほうへ振り込むというような話もありましたが、今本当に警察のほうも困っておりますよ、還付金について。もし、そんな還付金知って、詐欺のグループか分かんですけど、おまんこへ還付金があるけん、あれを定期へ振り込みますが、教えてくださいということもあるかもしれません。たったの150万円かもしれませんが、そこからひどくなって詐欺に結び付くという点もありますので、個人情報の関係になりますかもしれませんが、よっぽど気を付けて還付金については通知をしていただきたいということ。

それから三点目の油圧ショベルの件ですが、これは銀河のほうで使うと、灰の処分と言っておりましたが、私もショベル持っています。メンテナンスの関係。本当これはあこの従業員が何人おるか分かりませんが、多分いろいろ人が代わって使うと機械は破れますよ。私はその点、600万円も掛けるがやったら、リースで借ったほうがずっと安いと思いますが、その点、リースの検討をしたかせんか。

それから最後になりますが、ふるさとの支援の関係です。納税の関係ですが、今、課長のほうからありましたが、多種多様化という話がありました。いろいろ松葉川温泉もあるでしょう。私のところは農林水産といろんな形がありますので、高知新聞でも取り上げていただいております。その中にもウナギと米と米豚でしたかな、それがすごく売れているというような話の、新聞は記事が載っていたと思います。農業ももちろんですけど、いろいろ、窪川町は農業、大正・十和は林のほうです。私も林業家として四万十ヒノキを今売り出そうというような話もあると思います。いろんな形で多種多様化の中に、200品目でしたかね、まな板を出しゆう人もおりますよ。そういう木を使ったものもこの中へ入れてもろうて、返礼品として送り出すいうのも四万十をアピールをするものではないかと思っておりますが、その点どうでしょうか。

○議長（橋本保君） 税務課長永尾一雄君。

○税務課長（永尾一雄君） 町税の還付金でございますけれども、還付金詐欺があるということで、議員心配されていることと思いますけれども、税務課のほうでも、税務課とか税務署を名乗って、還付金について口座を聞いたりして振り込ませるという詐欺が県下でも発生しております。これについては、うちのほうは、税で確定した還付金については、取

りあえず還付がありますということで個人に通知をし、個人からまたそれに申請書を付けて口座に振り込む、また窓口で還付する場合がありますけど、うちのほうからお金を支払うということでございます。これをまた利用してやることについては当然犯罪ですので、税務課のほうでは取り締まることはできませんけれども、税務課でも周知徹底をして、そういうことにならんようにということで窓口のほうにパンフレット等を置いたり、そういうことで周知をしておりますので、そこら辺についてはご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

最初に質問いただきました油圧ショベルの大きさの関係ですが、今のところ40.8馬力の油圧式ショベルを検討しております。

次にご質問いただきました、リース契約の関係を検討したかというところでございますが、一応その辺は購入に当たりまして検討もさせていただいたところです。一日3万円ほど掛かりまして、なおかつ銀河で使う場合には最終焼却灰の処理でございますので、操作者の安全対策とかいった形でキャビネットが付きますとか、そういうものも要りますので、そういうもろもろを検討した結果、今回購入させていただこうということで予算計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） それでは私のほうから、ふるさと納税の返礼品についてでございますが、議員おっしゃられますように農林水産、本町、全てにおいていろいろな品目があります。現在のところは林のほうにつきましては森林組合のほうの商品を返礼品として載せておりますが、これからまな板に限らず魅力あるいろいろな木製品、そういうものも順次加えていきたいとは考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 実は議案からちょっとだけそれてるかなと思うて、ちょっと考えてましたけども、せつかくの機会ですから、議長にお許しいただきましたので、ご回答したいと思います。

先ほどの黒石の浸水の昨年度の陳情も含めまして、これまでの一般質問でございまし

た。ただ町有地を持っておくだけじゃなくて、やはり今後、生かせよというようなご提言もありましたので、是非、住宅も含めて一定の整備もしながら、早く、私も2年目になりますので、今後の使用方法についても、また、いろいろな文化財の観点からも総合的に判断させていただいて、なるべく議員の皆さん方のご了解をいただきながら、処分する部分については処分をしていく、また、地元の方に使っていただける部分については使えるような対策をとということで考えてますので、黒石の件も含めまして、先ほどの中津川の跡地も含めて、またいろいろな観点から協議したいと思います。

○議長（橋本保君） 2番林健三君。

○2番（林健三君） どうもありがとうございました。

その中で、リースの関係、重機の関係です。これ、課長、3万なんぼいうたらちょっと高いですよ。交渉の仕方が悪いがやない。執行部、いながら町じゃけん、取れ取れちゅうような感じで取りゅうかもしれんですよ。これ、言うともっと安うなと思います。ぎっちり毎日リース、銀河にしても使うわけじゃないと思いますよ、私の考えじゃ。土日も休むし、多分。結局リースで年間契約してやると、もっとずっと下がってくると思いますよ。作業道やっても、そんな安い割合の料金で使えるわけですけん。1か月なんぼにしてくれとかよ。ほんで町じゃけん、多分なめられちゅうがやない、3万円も言うたら。僕はそうと思いますよ。その辺をもう一回検討して、600万円も使うがやったらちょっと考えて。メンテナンス、さっきも言うた、確かに修理が要りますよ。ちょっと傷めたら何十万円、何百万円いうて要りますよ。人間が代わって使うと思いますよ、多分。人が1人じゃったら大事に使うかもしれん。人間が代われればあろうに使うがもおる、優しいに使うがもおるし、その辺をよく考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 質疑の途中ですが、ここで55分まで休憩をしたいと思います。

午前10時43分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。

3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 私のほうから何点かお伺いしたいと思います。

まず一点目は、何人もの方も質問されましたけども、人事評価制度に関してでございま

す。今、既に予備的に研修されておるということもありましたけれども、本格的な実施計画年。年と言いますか、それが現時点で設定されておるのかどうかという点が一点。

それから、実は既にJA四万十では、私も職員時代に体験しちゅうわけですけども、何年か前に同じように研修期間年数を設けて既に実施をしております。仕組みとしては、目標面接制度という制度を取り入れてますんで、内容的には似たようなことやというように類推できるわけですけども、是非JA四万十での実績も参考にさせていただいて、より早く、自分はこれは当然職員として実施すべきやというように思ってますので、できるだけ短い期間で実施へ向けていくような、そんな取組を検討されてはということがまず一点です。

それから二点目は説明書の3ページ。何人もの方が、先ほど2番議員も問われましたけれども、ふるさと支援推進事業です。高知にも6,000万円ぐらいの、県下でも断トツの伸び具合ということで非常に頼もしく思ってるのは、評価させていただいておりますけれども、200品目までを目指すということでは言われましたけれども、その品目作りを進めていくところ。これは自分は何人かのチームみたいな、プロジェクトチームみたいなもんをつくってやられておるのかなというふうに思いますけれども、そこが非常に重要な鍵を握ってくるのではないかなというふうに思いますんで、現時点での品目作りと言うか、品目探しの体制と、今後さらに2億円、3億円へ伸ばしていくという力強い計画もあるということです、それに向けてのしっかりした組織体制について、検討されておるところがあればお伺いしたいというのが二点目です。

それから三点目は、説明資料の7ページ、奥四万十博に関する、8ページにも関連しますが、ちょっとほかにも反するかも分かりませんが、観光パンフレットを作って、それをどういう形で広く、特に奥四万十博というのは初めての取組で、今の感覚としては、地域住民の方のところまで認知度が非常にまだ薄いと。無関心という表現まで言えるかも分かりませんが、幡多博、幡多もそう、室戸についてもそういった課題が、あそこの新聞記者のコラムの中でも、その課題を提起されてきた経過がございますので、窓口に置くなり、サテライトの会場に置くなりというのは当然考えられていると思いますけれども、より地元の人の手元に届く、そういった方法が検討されておるのかどうか、その点についてまずお伺いしたいと思います。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 人事評価の件でお答えを申し上げます。

す。

実施につきましては来年28年4月1日から実施できるように準備を進めてまいりたいというふうに考えております。それから、JA四万十のほうでもやっておるということですので、是非参考にさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） それでは、ふるさと納税の仕組みづくりについてお答えしたいと思います。

品目作り、先ほど200品目ぐらいまで目指したいということでお答えしたわけですが、それを目指していくために、現在までも実は委託業者の方を中心に企画ということで、例えばJAとか、商工会とか、観光協会等に声を掛けてワークショップ形式で、どういう品物が本町にあるかということでは取り組んでおります。きちっとした組織として、会員の方がこれという形にはしてありませんが、この組織を今後も拡大しながら、いろいろな品目を研究していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） それでは私からは、政策的主要な事業の説明資料の7ページから8ページ、奥四万十博に向けたことでございました。

観光パンフレット、これらを作成するという事で予算を提案しておりますけども、このパンフレットとかにつきましては町外向けと言いますか、本町の地域とか施設とかイベントとかの紹介ということを中心にしております。そして、現在、「四万十川に会いに行く」という日本語版のリーフレットがございますが、それを外国人向けと、それから日本語として、新刷と増刷するという事で考えておりますのと、それからもう一つ、8ページのほうにあります外国語版のパンフレットにつきましては、観光協会のほうが「食と泊」という部分のパンフレットございまして、その部分について作成するという事でございます。

地域への認知度が薄いということでございますけれども、一般質問の中にございましたが、地域住民への啓発、PR等につきましては、10月1日から一斉に高幡5市町がPRしていくということで足並みをそろえてます。今後、奥四万十博向けのPRということでのパンフレットも作っておりますので、それを配布しながらPRに努めていきたいと思っておりますし、地域住民の協力の在り方とか、また、サポート制度もありますので、そういった部分で協力

もいただきたいので、PRには努めていきたいというふうに思っております。

質問は以上だったように思います。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 分かりました。

人事考課制度については、自分もその体験からですが、やはり考課をする立場の、特に管理職と呼ばれる課長、副課長が中心でやられるということです。そこで大事なものは、人材育成という目標面接には表の部分の非常に大事な要素があって、それがうまく機能していけば、地域住民にとっても非常に評価される職員像ができてくるところを持っておると思いますので、是非、その一つの加点の技術の中に、コーチングという技術が人材育成の中にありますので、今、管理職の方は早速に自学自習もしていただいて、取り組んでももらえたらというように思います。

それから、次のふるさと支援の部分につきましては、是非、取組の中でできるだけ広い住民の層の方が、農林も含めて、観光も、ほんで四万夢多とかそういったことも含めた、そこに関わっておるメンバーでの、やっぱりプロジェクトというのはしっかりした位置付けをされて取り組んでいくことが、よりほかの地域と違った取組にもなろうし、このことに地域住民が関心を持っていいただいて、我がことの動きになっていけるような、そういう仕組みづくりを是非期待したいと思います。

それから、あとの奥四万十の部分につきましては、奥四万十が目的では、決して最終目的ではないというように理解してますんで、奥四万十があって、次へ続くやっぱり四万十町の観光商品づくりなり、そういったことが視野にあってのことやというように理解をしておりますので、是非そういった点では地域住民のところにもいち早く情報伝達をしていただいて、そういう地域住民の関心も盛り上げていく、そういう取組をしていってほしいというように思います。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

10番味元和義君。

○10番（味元和義君） 一つだけ質問しますので、これもなるべく町長に答えてもらいたい質問でございますのでよろしくお願いいたします。

補正予算資料の3ページ、仁井田集落活動センター整備事業という中で、使用してないものを使うということには非常に賛成でございます。影野の保育所の施設を改修してやる

ということで、本当に自分が言うたことがこういうように使われるということは大変うれしいことですが、影野保育所、鉄筋コンクリートであり大きい建物ではないと思います。それにしても改修工事費が4,495万円ということで非常に高くなっていると思いますが、坪単価をひとつお願いしたいということ。

それから、平成27年、4,866万4,000円を使って、28年、29年と200万円ずつ出すようにしております。3年間は補助があると思いますが、なかなかこの事業も、おかずを作ったりいろいろな金額的に安いものであって、事業としては大変だと思いますが、平成29年からは補助金を出さなくても大丈夫かということと、そして、またこの金額はあまり大きくなるから、ちゃんとここへ先手を打って12月補正予算には備品購入費を予定しておりますよということも書いております。これもある程度、備品に幾らぐらい要るか、分かれば教えてもらいたいと。

そして、もう一つ、70万5,000円、仁井田集落活動センター開所式実行委員会補助金と。開所式にどういうことをするかは分かりませんが、70万5,000円という大きなお金を使っております。ここの詳しい、70万5,000円の使用状況を教えてもらいたいと思います。

それと、小さい金額は多分課長じゃないといかないと思いますが、町長には中津川と、前回やりましたね、そして仁井田ということで、ある程度経過を見ながら後、継続するかどうかということ判断するということですが、もしこの二つが失敗いうたらおかしいですけど、あらゆる今までの事業が補助金補助金でやってきたという経過があります。これからはどんどん補助金を打ち出していかなければ運営ができないというときに、この責任。責任いうてもなかなか難しいですが、事業をして誰かが、いつも言うように、責任の所在をしっかりとしないと、やりっ放し、もらっ放し。血税がそういうことに使われては非常に困りますので、この最後の質問は町長自らが答えてもらいたいと。小さな数字は課長で結構でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） お答えしたいと思います。

まず最初に、仁井田集落活動センター改修工事費の坪単価ということでございますが、ちょっと面積を把握しておりません。ちょっとうろ覚えになりますが、確か70万円ぐらいになったと思います。

（「坪単価70万か」と呼ぶ者あり）

はい。ちょっとこれは正確な数字ではありませんので、後でまた少し調べさせていただきたいと思います。

（「高いぞ」と呼ぶ者あり）

これ、改修工事費ですので、私もびっくりしたんですが、ただ、設計業者に頼みましてらこういう額になってきた。うちとしても、できれば3,500万円ぐらいかなという大まかな見積りを当初立てたんですが、それを1,000万円ぐらい上回ったという形にはなっております。

それと、続きましてこの事業になります。改修ができましたら、そこを拠点として仁井田地区住民の方がいろいろな取組を行っていくということで、補助金のほう、運営につきましても3年間はある程度県のほうからも補助もあります。ただ、3年後にはこの事業は自立してくださいよということ、それが大前提でございますので、今、仁井田地区で3年後の自立に向けての一応計画は作っております。

何でお金を稼いでいくかということに結局はなってくるんですが、できたら仁井田地区の集活の考え方は、そこでいろいろな活動をする方も、人件費も出ん、全てボランティアということではとても続かないだろうということで、人件費も出るぐらいの収入も出したいということで、一応計画ではやっていけるという計画で、今後実際やってみて計画どおりに例えばものが売れたり、いろんな方が来て収入が上がるとかいう、そこはまだ未定の部分はありますが、一応予算計画では3年後には自立できるような形で進めるようにはしております。

続きまして備品ですが、この資料では12月補正に計上予定ということで、金額までよう載せておりませんでした。今、見積りで来ておりますのは、基本的には加工というか調理の部分の備品が大きくて、大体640万円という見積りのほうが来ております。この中で地元の方がこれとこれが要するという備品について、12月補正で上げていきたいというふうには考えております。

それと開所式でございますが、この内容を詳しくということでございますが、開所式、これ、町が造る施設についてはこれまでも実は一緒ですが、おもち代とか、お菓子代、あと案内状作成費、祝賀会負担金という、そういう内訳になっております。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答えを申し上げます。

この事業責任というのが確かに当然付いてくると思います。議員ご指摘の、本当に今までの過去の事例を見て、本当にお気遣いいただいております。私もこの事業については様々な部分で、就任以降、検討・協議をしてきました。

特に今回、ちょっと中津川と仁井田と。仁井田でも影野というところですけども。この二つについては本当にこれまで、県の集落活動センターの事業計画が出た段階で、県では130か所、本町にはございませんでした。その当時から地元の方々と様々な議論を経てきて、私が昨年、会に出させていただいて、先ほど担当課長が申し上げましたように、やはり将来独立採算で基本的にやっていってほしい。特に仁井田しか、そういった要請してないです。そういった、例えば高速の入口とか、まだ集落1農場方式で地域営農を展開しゅう地区でもありますし、本当に利便性が高い地区での集落活動センターというのは、私は高知県ではまれだと思います。

ただ、こういった体力のあるうちに、後々にやはり後継者を育てていくとか、様々な福祉のお互いの支援だとか、そういった様々な切り口がございますから、仁井田については私としたり、今後出す以上、自分の公約の中での福祉、例えば当然宅配言いますか、食事の、そういった、もしお世話をさせていただいたり、そういったことで、ただ造ったき後は町は知らないよという考え方は今回は持ってないです。先ほどのコーチングと言いますか、本来の行政指導として、言えば県費を半分いただいておりますけれども、やはり出した責任として、今後はそういった形でご指導もさせていただく場合もありますよということ関係者には伝えてます。ですから是非、造った責任、そういったことは今後私も精いっぱい取り組んでいきたいと思っています。

ただ、今、中津川出てますよね。ここは本当に集落の維持とか、本当に中山間、特に山間地域の集落を守っていく手だて、これの方向性の中で検討されて、いろいろな事業計画もされてますが、あそこの場合は様々な集会所もできる、そういう様々な活動ができる拠点ということでの位置付けをしてますので、これについてはなかなか仁井田地区と同じような取組はできないと思いますが、その二つは相反すると言いますか、それぞれ環境が違いますけれども、やはり山の、中山間の本当に厳しい環境で、こういった位置付けで活動センターが今後活動していけるかどうか。ここはまた局と共に、造った以上、それこそいろいろな切り口で今の事業計画も一定見させていただきましたので、それが実際計画どおり動きゆうかどうか、また地域の方々がどんな経済効果又は利益が受けれるかどうか、そんなところをしっかりとチェックをしていきたいと思っています。

ただ、この2か所でということは、今のところ自分のほうには情報ないですが、特に十和地域の、自分が回らせていただいたときに中山間地域でございます。本当にありますので、特に一例挙げますと、口大道、奥大道、その辺の位置で、それから地吉、古城、そういったところもありますので、今後これ以上造らないということはちょっと明言できませんが、やはり今後十和の地域振興局共々、本当に必要性のあるところについてはそういった方向性の中で、設置の可能性もあるということはちょっとお伝えしたいと思います。

いずれにしても予算を措置してやる以上、これまで議員のほうもいろいろな地域で、またいろいろなご意見いただいて、また、議員としての立ち位置でのご質問もいただきながら、私ども精いっぱい、お金を出した以上私の責任として、とにかく気が付いたことはしっかり指導していきたいと思ひますし、また担当課長のほうからも事業運営の中でご指導させていただきますので、そうか言うて、そしたら何で責任を取るやいうて最後には言われそうな気もしますが、この任にある以上、精いっぱいそういった指導もさせていただく、指導と言うたら恐れ多い話ですが、一緒に、造った以上お互いが責任を持ってやっていくということでちょっと話はさせてもらっておるところです。

○議長（橋本保君） 10番味元和義君。

○10番（味元和義君） 十分分かりました。

私はやるないがじゃないですよ。やることは結構ですと。だけど、あまりにも最初に甘いことで、これ、12月に予定の備品も、言うてきたけん、だんだんだんだん買ういうことで640万円ですか。やはり、こういうところももう少し考えてやらんと、言うてきたけん買うじゃなしに、必要なものなら買わないかんというところを検討せないかん。

それからもう一つ、この改築で坪単価70万円。これ課長が、私も高いと思うたけん、設計がそうなると、こんなこと言ったら怒られるで、血税を使うときに。答弁をもう少ししっかりしてもらわんと。なかなか議会も、これ、自分らも木材に関わっておりますが、総ヒノキで新たに造っても50万円あったら今十分立派な家ができるがよ。こういうので設計士は10%ですか、事業費の、多分そういうような単価だと思いますよ、もらうのが。だから、だんだんだんだん設計単価上げれば自分の設計費も上がってくるというように、必要以上に上げるという傾向もありますので、そこらも十分検討してやらないと、今後高いものをやらなくてはいけないということになってくると思ひます。

それからもう一つ、あまり言いたくないのでちょっとだけ言いますが、70万5,000円という使い道も、もう少し検討する余地があるがではないかと。最後に言うたような言葉は

あまり出てこないような答弁をしてもらいたいと思います。

それから、3年間やって補助金がなくなったというときにはやめじゃなしに、お金じゃなしに、町長が言うたように、そこで作ったものを今度のできる低廉な高齢者の住宅に住む人に食事を提供するとか、言われたように、そういうように手助けもしてやらなければいけないと。

それからもう一つ、十和の地区のほうで元気にやっている方がおります。そこにはやってもらうこともいう町長の答弁ですが、あの方なんかも、今、おかみさん市もほとんど高齢で後継者が少ないですよ。そういうところへもしこういうのをやって、そのとき、5年、10年すればその方たちも5歳10歳と年取るのも当たり前ですので、そういうところも十分検討して、後継者がおるか、続けてやっていけるか、継続ができるかというところも十分検討して、こういう事業をやってもらわなければ困ると思います。そこらで答弁がありましたら。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） この集落活動センターでございますが、これ目的が、県のほうが言うております、言うたら本町の中山間集落、これ、各集落衰退しております。この集落の衰退を防ぐために、各集落だけではなしに、その地域で住民自らが、自分たちでその地域を活性化していこうという取組でございます。

今回予算に上げておりますのは、その拠点となる施設、その改修費用。その施設は町の施設になりますので、町が改修するということにはなります。ただ、地元の方たちが自分たちでその集落、地域を守っていくといういろいろな取組になります。それをやるための集落活動センターということをご理解いただきたいということです。

それと、補助金3年間ということでございますが、拠点には確かにお金が掛かりますが、拠点ができれば、あとは地域の方たちがいろいろな活動をするということです、出てくる経費というのは維持管理費になります。その部分は自分たちで3年後は、維持管理費まで全て町が見なさいよじゃなしに、県の言うのは、自立して、自分たちの地域を活性化するために、地域でいろいろな活動をする。ただ、その維持管理費は自分たちで何とか稼ぐぐらいの活動はしてくださいということです、ご理解をお願いしたいです。

それと、申し訳ありません、延べ床面積ですが、330㎡、坪にしますと約100坪ということで、4,495万円という工事費ですので、坪当たりに言えば44万9,500円ということになります。すみません、私の記憶があまりにも大きかったところで、申し訳ありませんでし

た。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） ちょっとだけ、先ほどの議員のご意見にちょっと回答しちょきたいと思います。

先ほど十和地域でということで私が説明したのは、ちょっと十和地域の生産団体というふうに捉えられておったんですが、そういう限定はしておりません。本当に地域地域で生活者が生活していくために何を共同するのかとか、そういった観点から。例えば一例挙げたら、現在の集出荷システム、これが地元でやっていけるような体制とか、販売に、様々な、いろいろな切り口があると思います。ですから、年々若い方が減ってますので、ただその若い方が一緒になってやっていくというのが、おる方ですよ、その方がそういった地域の中での役割をしっかりと担っていける中での施設が必要であればというようなことで考えておりますので、ひとつ、先ほどの団体に特化したものではないということだけ、ちょっと説明させていただきたいなと思います。

○議長（橋本保君） 10番味元和義君。

○10番（味元和義君） 課長が言うた、県が衰退を防ぐための事業と、それから集落を守るための事業と、国や県は補助金をばらまくとき必ずそう言いますよ。それから、言うたら過疎地域を守るとか。だけんど、それで成功して、今までどんどんどんどんそういう補助金らもやってきましたよ。だけど、それで成功したら今みたいな少子高齢化に、こんな田舎になりませんよ。

私は自分で個人的に思うのは、国・県のやることと反対をやったら元気な町になるというぐらいな感覚で思っております。ただ事業ありき、国・県が言うて補助金があるけんやるということではなかなか元気な町にならないと、自分は思っております。やはり、町長がいつも言うように、やる気のある人、自らがこうやりたいという人にどんどんお金を使うと。そういう方向に自分は変えていくべきで、県が衰退する地域を守るとか、それから過疎地域を守るとか言うて、本当一律にそういうことでやっても、地域地域によっていろいろな考え方、いろいろなやり方があると思いますので、そこらは十分に、四万十町の、今何が必要か、どういうことが必要やというところを十分考えて事業展開をしてもらいたいと思ひまして。質問は3回ですので、答弁はもう要りません。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 答弁は要らないということで切られましたけども。さっき担当課

長が申し上げましたのは、そういった県の事業化が、当初から計画があったということで、これまでの経過を含めて説明させていただいたように思います。

ただ、議員ご指摘のとおり、県費だけではないです。我々の血税が入っていきますので、ですからやはりそういったことも、この間、担当課長ともお金を出す以上、指導はさせてもらわないかんですよねという話もしてますので、そういったことで、担当課長はそういう意味でご説明させていただきましたので、ご理解いただければと思います。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） すみません。ちょっと先ほどの私の説明が悪かったようで。

仁井田地域の集落活動センター、この経過につきましては、これ、仁井田地域、高速道路が延伸して平串まで来たということで、仁井田地域、交通量が大きく減りました。寂れてきたということで仁井田地域の住民の皆さんが、このままでこのまま寂れていくのは寂しいということで、仁井田を考える会というのを平成25年に結成して、自分たちでいろいろなことをやっていこうじゃないかということで取り組んできたところです。

それを、取組を行いながらいろいろやっていたときに、どうしても拠点施設も欲しいねということで、そしたら何か事業はないかということで、この集落活動センターという県の事業を取り入れて活動を行っていこうという、こういう経緯でやるようになったという。補助事業ありきで始めたものではないということだけは、ご承知をよろしく願ひいたします。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 私のほうから、先ほど2番林先輩議員のほうからありました還付の件なのですが。大変素晴らしいご指摘だったなと思うんですが。

新聞等でも最近、最近というか、いつも還付金詐欺、毎日というか、全国でもほとんど毎日のように報告されておるわけなんです。この四万十町、今回還付を受けられる方が何人おるかというのは、ここで質問して、またそういった方に情報が漏れてもいかんで質問しませんが、今先ほど課長のほうからの答弁をお聞きすると、どうもちょっと、ただ通知をして、受けられた方が受付をしてというような簡単なご説明だったような感じがしますので、あえて言わせていただきますけども、その還付金詐欺に遭われた人、大変な思いをされると思うので、再度どういうふうな、還付に関しての、お年寄りの人たちにそういう詐欺に遭われないような、そういった取組をそちらのほうで何かされておる

のかどうかというところをお聞きしたいのですが、よろしくお願いします。

○議長（橋本保君） 税務課長永尾一雄君。

○税務課長（永尾一雄君） 先ほども申しましたけれども、還付金詐欺のことですけれども、言われますように、県下では税務課、それから税務署職員を名乗って、還付金があるのでというような電話が多数あったようです。その情報については県のほうから各市町村に、こんなことがあったのでということで、税務課のほうにも入ってまいります。窪川警察署のほうからもパンフレット等で還付金詐欺とか、いろいろあるということでチラシも窓口のほうに置いて、皆さんに周知徹底をしているところでございます。

税務課といたしましては、個人還付があるということで。分かりません。その通知をし、それから口座については当然守秘義務がありますので、本人確認をして、その口座を確認して振り込む、また窓口で還付をするという手続になっておりますので、さっきも言いましたけれども、それを装ってそういうことをやられると、うちのほうもあれながですけども、周知徹底をしていくということで対応をしていくしかないというふうに自分も思っておりますけれども、税務課としては特にそれで還付金詐欺に遭うということまでは考えておりませんけれども、そこら辺についてはもう一度周知徹底もするようにして、還付金詐欺に遭わないような対応はしていきたいと思っておりますけれども。ちょっと答弁にならんかもしれませんが。

以上です。

○議長（橋本保君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 例えば、還付の通知をされるときに、そういった詐欺の内容だとか、そういったところに遭われないように。そろそろ。啓発をするような、そういったことの文書も添えてやるとか、電話をしたりすると、それこそ間違われたりしますんで、電話とかというのはできないし、実質少ない件数であれば直接手渡しをしてあげるとか、そういうことも一つかなと思うんですけども、なかなか件数が多ければ、それも難しいとは思うんで。いろいろな方法を考えて、少しでも四万十町ではそういう詐欺ゼロを目指すようなことを考えて取り組んでいただけたらというように思いますので、よろしくお願いします。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） この件につきましては税務課長のほうが答弁しておるわけですけれども、詐欺の問題とか、部分につきましては、消費者行政の部分に関わりまし

て、商工観光課のほうの所管の部分もございますので、私のほうから少しだけ答弁させていただきます。

近年そういう詐欺の問題が起こっておりますので、頻発に、そういった部分、町の広報を使ったりとか、チラシ等を作成して、確かもう配布もしているんじゃないか。ちょっと記憶なんですけども、そういうことで住民には気を付けるようなところでのお知らせとかいうものはやっていかなければ、今後もいかなければならないというふうに思ってます。こちらのほうでまたそういった部分での告知と言いますか、お知らせということは努めていきたいと思ってます。

○議長（橋本保君） ほかに質疑ありませんか。

14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） ありがとうございます。

本当にお年寄りの方、こんだけいろんな方法で告知をされておるにもかかわらず、まだそれでも被害に遭われるという。お年寄りの方はなかなか理解が進まないということでもありますので、二重、三重、四重、五重という手だてがやはり必要なのかなというふうにも思いますので、また被害に遭われる遭われたい、四万十町全員、一人一人がそうやってお年寄りとかそういうのを見守るということもまた必要なんだろうけども、そういった取組を是非お願いしたいというふうに思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（橋本保君） 税務課長永尾一雄君。

○税務課長（永尾一雄君） 還付金詐欺については、ありがとうございます。

県下のほうでもいろいろ起きておりますので、自分としても近隣町村とか、またパンフレット等のあれもいただきましたので、そこらについても検討しながら行きたいと思えます。議員申されますように、高齢者、新聞とかテレビで見るに、なぜまたこんなにだまされるろうと自分も思うところがありますけれども、高齢者になるとそういうところも出てくるんだなと思えますので、そこら辺についても再度検討しながら進めていきたいと思えますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本保君） ほかに質疑ありませんか。

1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 二点について質問させていただきます。

平成27年度予算書の方で21ページの15節工事請負費の中で旧古城小学校雨漏改修工事費

が組まれておりますが、ここの建物は鉄筋コンクリートであり、これまでも鉄筋コンクリートの建物の雨漏修理というがは、なかなかどこから雨水入ってきておるか特定できなくて、大屋根にしたような経過も過去にあります。これ、工事をしたことによって雨漏りは完全に止めれる可能性があるのかどうか、その点が一点。

もう一つは、資料のほうで3ページ。先ほどの集落活動センターのことですが、私はこの事業が是非成功事例としてなっていたくための、そっちへ向けての質問の仕方をしたいと思います。

こういう事業をやっているところで、近くでは四万十市の大宮地区。大宮産業というところが主体となってやっているところが、これと同じようなことをしておるがですが、ここにはガソリンスタンド、確実に収益が見込める、そういう一つ確たるものがあるがです。この質疑をするまでには、この地域へ、例えば地域運営のソーラー発電の設置ができれば確実に収益がある程度見込めるのかなと思いつたんですけども、過日の新聞によりますと、それほど今からは先行きがそう良くないというような感じも受ける記事が載ってありましたので、それは別としまして、何か確実、利益を生ませるような方法、方向、事例、事柄がないか、そこらあたりの検討はされていっていないのか、是非答弁を願いたいと思います。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長仲治幸君。

○十和地域振興局長兼地域振興課長（仲治幸君） 十和の旧古城小学校の屋上の防水シートの件でございます。

当初200万円ほどで予定をしてしておりました。その後、実施に向けて再調査をしたところ、これじゃ面積がちょっと足らないと、もう少ししないとどうしても雨漏りがするだろうという想定になりまして、今回135万9,000円という補正をさせていただきました。

漏れる部分というのは大体学校校舎の中心部分が主でございます。裏手側のほうにもかなり漏れております。先ほど議員おっしゃられますように、コンクリートの建物というものはどこから染みているのかちょっと分かりにくい分がございまして、その点を調査をさせていただきました。その中でも、若干西寄り奥側のほうは防水シートもまだまだ丈夫な状況でございます。それから半分手前側、校舎に向かって右側のほうになりますけども、そちらのほうがいぶ中に、防水シートとコンクリートの間に水が入った状態で、踏めばブクブクとなるような状態になっております。その部分を再度改修しようということになりました。

全体の屋根についての改修ということも計画しましたが、あまりにもちょっと多額になりまして、学校の強度の問題、そういったこともまた計算し直さないかんということもございまして、今回取りあえずこの部分で処置をしましょうという計画で進めておるところでございます。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 集落活動センター、高知県内にももうかなりできております。この周辺、黒潮町へも梶原町へもできているところなんです、議員おっしゃられました大宮産業が草分け的な存在で、ガソリンスタンドがなくなるということで、そこは住民一致になってお店を始めたというところもあります。

仁井田の集落活動センターにつきましては、運営費、自分たちでお金を稼ぐ部分、どこに求めるかということでいろいろこれまでも研究してきました。昨年度も仁井田地区住民に対しまして、実はお惣菜、おかずなんかはどうかないうことでアンケート調査もやっております。そういうこともあって、今、目玉としてお金を稼ぐ部分ではお惣菜の販売というところを仁井田地区は考えております。そのほかにもいろいろな、宅老所、宅老の受入れとか防災活動とかいろんな事業は行うんですが、実際お金になるとなるとやはりそういう部分。あと仁井田地区は実は高速道路の降り口もあります。あそこの拠点へ町外から人を寄せて、レストラン的なものも将来的にやれたらということで、お惣菜をやりながら宅配へ進めていくとか、そういう部分で活動費用、何とか求めていこうという今のところ計画になっております。

○議長（橋本保君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） まず工事請負費の件ですが、中途半端にちょっとずつ投資をしていくと結局は。最初に思い切ってやったほうが経費が少なかったということもまああることでしょうし、しっかりとした防水対策ができるなら何も言いませんけれども、そこらあたりをしっかり研究をしていうか、調査をして取り組んでいただきたい、それを付け加えておきたいと思います。

そして、集落活動センターのほうですが、もう一度、何かしっかりとした活動費を生んでいく、そういうものがないか再検討しながらこれを進めていきたい。後に続く、ここが成功事例を、四万十町で成功事例をつくっていただくと、各地でそのことがまた励みになって広がっていき、この事業は本当に良かったということになりますので、その取組方いうがをもう一回研究していただきたいと思いますが、どうでしょう。答弁があればお願い

したいと思います。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長仲治幸君。

○十和地域振興局長兼地域振興課長（仲治幸君） 議員ご心配されるとおりでございます。今回の対策を講じた上で、今後対応を考えていきたいというふうに思っております。

先ほど言った全面を屋根にする場合に、ちょうど高架タンクもあって、その高架タンクの部分も撤去せないかんという、それから高架タンクを撤去した後の水道施設の関係、そういったことも今回課題となっております。そういった面で将来へ向けて、今回やったことによって何年もつかちょっと不安ではございますけれども、次にそういった漏水、雨漏れがあるようであれば、そちらのほうを具体的に計画していきたいというふうに考えております。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 活動費獲得に向けたいろいろな取組ということで、これは仁井田地区住民の考え方で、今、自分たちは3年目までこう取り組みたいということで、いろいろ計画は立ててくれております。その辺も考えながら、仁井田地区の住民の方と話しながら。確かにこれ四十十町で初めてになりますので、私としても是非成功例としたいと思っておりますので、また地理的にも実は恵まれているところでもありますので、一番可能性あります。是非最終的には町外からの集客もできるように、仁井田地区住民の皆さんが生き生きと暮らせるように、高齢者から子どもまで楽しくここを拠点に暮らしていけるようにということで、仁井田地区住民の方々と一緒に、企画課もできる限りバックアップしていくつもりですので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋本保君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） 仁井田地区の方々と企画課一体となって成功事例を作れますようにエールを送って、この質疑を終わりたいと思います。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

17番酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 簡単に私はやりますので、よろしくお願いします。

昨日、過疎自立促進の関係では、非常に私も帰って寝れらあったぐらい悩んでおりましたが、これは、ここの中での文言において、産業振興分野に限らずという、この文言を解釈して、今回は何とか賛成をせないかんというふうに考えております。これはこれで結構ですが。

ふるさと支援の事業の中で、いわゆるふるさと支援基金にも積み立てておるようですが、これは、目的を指定してきたものは約何%ぐらいあるのか、そのあたりを教えてください。これは、目的を指定したものはいわゆる一般財源化をして使用しているというふうには思いますけれども、今後もそういう形で積立てをして、それを目的によって使っていくという形で取り組んでいかれるのか、その点が一点。

それからもう一つ。低廉な高齢者住宅、生活支援住宅の関係で、一般質問もございました。そういう中であって、要支援1、あるいは要支援2を、それから介護度1、2を主立って、その中で、入所する基準の中で入所をさせていくというようなことですが、例えば軽度の認知症も含まれておったと思いますが、そういう中であって1年後、あるいは2年後あたりにこれが進んできた場合。そういう場合において、行政としてはどういう対応を取っていくのかということが大きな課題になってこようかと思います。ですから、そういう中で、これは終の住みかと言えども、非常にそういう、行政がこれを行っていく上において、介護度3、4ぐらいなると、これは特別養護老人ホームの対象になってくるわけですが、そういう中で認知症が進んだとき、どういう形を取っていくお考えをお持ちなのか、その点について伺いをしたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 現在のふるさと納税の寄附金、これは条例のほうで目的ということを決めております。寄附者の方はこの目的に沿って、自分が希望する場合は、実は一番目としまして安全で安心な食糧の生産、加工及び流通に関する事業というふうに四つまであるんですが、こういう目的、これに使ってくださいという申込みはできる形になっております。現実一番多いのは特に目的なしという、空欄で寄附される方がやはり半分ぐらいは占めております。ただ、その次にはやはり四万十川の保全のためにという方、この方が約3割ぐらいおられると確か記憶しております。あとは少し、1割ずつぐらいの感じで、それぞれ高齢者支援でありますとか、起業支援という形で寄附をされる方がいるという現状となっております。

この寄附金につきましては基金のほうへ一旦積みまして、その後基金を取り崩して、寄附者の方の思いに沿えるような形で基本的には使っていくという方向で今やっております。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

確かに認知度進みますと、3までの間の隙間というものが確実にできます。そのことにつきまして、ケアマネさんとの連携、そういうことで本人の意思も確認もしながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（橋本保君） 17番酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） ちょっと分かりにくかったんですが。町民の方にもっと明確に説明したほうがいいのではないかとこのように思いますが。

そういう中で、基金で積み立てる中で、私は昨日言ったように、ダブるものがあるのではないかとこのように言うわけですが、そういう中で、今回四万十川が非常に多いということであれば、例えば四万十川の、振興するための基金をここへ設けるとか、いろんなそういうことを考えた上での対策をこれから取っていく必要があるというふうに思いますので、その点についてはまた今後課題として研究をしていただきたいというふうに思います。

それともう一つは、先ほど言われたように、包括支援センター、あるいはそういう形でケアマネジャーとかそういう方に、今後対応して検討していくということですが、こういうことはやはり最初にある程度のことを計画の中に入れておかないと、今後いろんな課題が起こるのではないかとこのように思いますよ。一旦入ったら、なかなかそこから辺は出すわけにはいかんという形も出てくると思います。そういう中で、例えばグループホームに入所させるのか、あるいはそういう形で対応になると思いますけれども、そういう中であって、やはりこの低廉な住宅が十分に活用できるような体制を整えておく必要があるというふうに思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） このふるさと納税につきましては、昨年度までは金額もあまり多くなかったということで、ふるさと基金ということで一つの基金でやっておりました。ただ、今後、今年の状況、今後のうちの目標としまして、億という単位のお金になってくると思いますので、この部分をどう使っていくか。基金をまた分けて、いろいろ目的ごとに基金をつくっていくか、そういうふうに今後は検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） 私のほうも経験は浅いですが、その部分は随分危惧しております。ということで、ショートステイとか、今ある介護サービス、そういうと

ころ等を利用しながら、本当にご本人さんが困らないような対応に十分心掛けていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） あと10分ほどで昼になりますので、多くの方が質疑されましたので、なかった部分だけについてお伺いをしますけれども。

まず、人事評価システムですけれども、これで一点だけ確認したいんですけれども、結局こういうシステムを導入した後の結果、住民あるいは役場の組織という中でも、目に見えたような結果を出すべきであると思います。

ということは、こういった評価システムを導入したことによって、やはり若い職員の、あるいは中堅の職員の方々がそれぞれ競争意識というもんを持って、その場に座っておれば毎年給料も上がると、そういったことでなくて、ここに書いてありますように、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力、そういったことに応じて任用、給与面にどうやって、導入したことによって反映するかということを知るような形で、先ほど言いましたように、役場の職員のそれぞれの中でも、やっぱりこういう評価システムあって良かったねというような取組をまずしていただきたいということをお願いをいたします。

全部説明資料でいきます。2ページの下段、先ほど冒頭、13番議員のほうからも質問ありましたけれども、せんだっての高知新聞に、10月1日付けで新しい四万十交通ができますけれども、路線バスの停留所、四万十交通としての停留所、あるいは先ほどの質疑の中でコミュニティバスの時間表も併せてできれば表記したいというような答弁ありましたけれども、一点だけお伺いしたいのは、新聞報道によりますと、以前6月議会で私、一般質問をいたしました、窪川大正の直行便。この路線も、新聞報道によりますと、考えているというようなこともありましたので、そういったいわゆる直行便の時間表と言いますか、そういったものも想定されるのか、その点についてお伺いをします。

それから、8ページ上段の観光協会の運営育成事業で、だんだんの方々からこの点についても質問ありましたけれども一点だけ。この中で情報提供用の端末を購入するという経費ですけれども、これ多分タブレットかなと思うんですけれども。よくこういう今、情報端末タブレット、いわゆるほかの地域でも外国人が来た際に利用するときに、タブレットによって同時通訳ができるような、何か国語が、英語、韓国語、中国語あたりだと思うんです

けれども、いわゆるタブレットを使って、本人が言ったことを日本語であれば、それぞれの言語で表示できるようなシステムがありますけれども、こういったことも考えているのかなと思うんですけれども、この点についてご説明をお願いします。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 人事評価制度でございますけれども、議員おっしゃられるとおりだと思いますので、そういった視点を持った制度設計になるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 路線バスの停留所の標識整備事業の件でございますが、今回の予算に上がっている分につきましては、大正窪川直通便の分は含まれてはおりません。ただ、これにつきましては必要とも考えておりますので、事業者とも協議しながら、できる方向で今後検討していきたいと思っております。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） 私のほうからは、8ページの奥四万十博に絡んだ四万十観光協会への補助ということで、情報端末機の購入ということでございますが、議員、タブレットということでしたけども、こちらとしてはiPadを考えております。サブのサテライトに位置付けてる旧都築邸のほうに構えたいと思ひまして、その施設にはWi-Fiを設置しまして、議員おっしゃられたように多言語で、アプリを取ったらいけるようなことを聞いておりますので、そういう方法も多分検討の中に入っていくというふうに思ってます。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 今聞きました三点は了解をいたしました。

一点だけ聞き忘れがありましたので、申し訳ないです。

7ページの上段、森林歩道改修事業で松葉川温泉の、これはつり橋の塗装工事ですけれども、594万円補正に上がっております。これの、多分こういったぐらいの事業であれば町内業者でできると思うんですけれども、そこらあたりの業者選定に当たっての考えをお伺いします。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 事業費のほうが594万円という形で、塗装の工事になります。これ、ほんで入札という形になろうと思いますが、その辺でまた考えたいと思います。

(11番下元昇君「町内業者も当然入るかどうか」と呼ぶ)

町内業者も含めまして、当然入札という形で行いたいと思います。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第94号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第94号平成27年度四万十町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

この表決は起立により行います。

議案第94号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立多数です。反対者、7番岩井優之介君。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

ただいまから昼食休憩に入ります。

午前11時58分 休憩

午後1時31分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第3 議案第95号平成27年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第95号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第95号平成27年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第95号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第4 議案第96号平成27年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号）、日程第5 議案第97号平成27年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1号）、以上、議案第96号及び議案第97号の2議案を一括議題とします。

この2議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第96号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第96号平成27年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第96号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

これより議案第97号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第97号平成27年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第97号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第6 議案第98号平成27年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、日程第7 議案第99号平成27年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上、議案第98号及び議案第99号の2議案を一括議題とします。

この2議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第98号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第98号平成27年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第98号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

これより議案第99号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第99号平成27年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第99号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第8 議案第100号平成27年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第9 議案第101号平成27年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第10 議案第102号平成27年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第11 議案第103号平成27年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）、以上、議案第100号から議案第103号までの4議案を一括議題とします。

この4議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第100号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第100号平成27年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第100号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

これより議案第101号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第101号平成27年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第101号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

これより議案第102号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第102号平成27年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第102号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

これより議案第103号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第103号平成27年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第103号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって議案第103号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第12 認定第1号 平成26年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 歳入歳出決算書の129ページなんですが、ここに委託料として計上されておりますごみ収集運搬業務委託料5,474万2,960円の内訳ですが、ここは四万十町環境・雇用創出協会というところが委託先だと聞いております。そこには当然、委託先ですので事務局がありまして、事務局長という方がおられると思います。その方の受け取っている報酬及び業務についての詳しい説明を受けたいのですが。

二点目。ページ201。教育相談員報酬232万8,000円というのが計上されております。教育相談員は社会教育という分類で雇用されている方ですが、教育研究所というところに籍を置いていると聞いております。この教育相談員という方が何名おられて、その方の報酬とか労働環境。つまり週に何日の勤務であるとか、そのような詳しい状況について教えてくださいたいと思います。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えいたします。

決算129ページのごみ収集運搬業務委託料でございますが、これにつきましてはNP0の四十町環境・雇用創出協会というところに委託料を出しておる分でございます。主な事業内容としましては、ごみ、一般廃棄物の収集・運搬という形になっております。

ご質問の委託料の中身の、事務局長への給与分ですか。

(16番西原眞衣君「はい」と呼ぶ)

の金額については、ちょっと手元に詳しい資料を持ってないのですが、少し調べて、後で報告させていただいて構いませんか。

(16番西原眞衣君「非常勤であるか、週に何日ぐらいの勤務であるかっていう、労働条件」と呼ぶ)

一応、聞いておるのは、週に3日という形で聞いております。業務内容につきましては、当然事務局長という立場でございますので、従業員さんの管理等で業務をされております。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻元明文君。

○生涯学習課長（辻元明文君） 教育相談員さんの関係についてお答えいたします。

教育相談員さんは月額9万7,000円で、2人おります。それと、月12日勤務ということになってます。

それと、業務内容ということでしたけど、教育上の諸問題に関して、保護者・学校・町民等からの相談に応じて、適切な指導・援助を行うという仕事をしております。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 教育相談員について。週に3日の非常勤であること、それから業務として、町民から、あるいは学校関係者、児童・生徒、保護者からのいわゆる教育相談を業務としているということを伺いました。

それで、やはりそのような業務に当たるには、例えば、学校教員経験者でないと、そのような業務というものは適任ではないというようなお考えをお持ちでしょうか。それについて。

それで、もう一つ、環境・雇用創出協会の事務局長の業務に関してなんですけれども、従業員の管理統括というふうに理解させていただきたいんですが。ごみの収集・運搬業務というのは、これは言ってみれば現場職ですよ。極めて業務は明確です。具体的です。具体的な作業です。目に見えますよね。そのような従業員の管理、給与計算とかそのようなことでしょうか。でも、ここには事務員の方がいらっしゃるいませんか。事務員の方が給

与計算とかできると思うし、事務的なことはほとんどできると思うんですね。ですから、従業員の管理、服務規律と申しましょうか、そういう全体の中における、事務員の方を除いた、事務員の方が通常されるとみなされる業務を除いたところの事務局長の業務について、さらに詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 教育次長岡澄子君。

○教育次長（岡澄子君） 教育相談員の、教員ではないということでのお尋ねに対しまして。

教育相談活動というのは多面にわたっておりますが、子どもや保護者の精神的な悩み、学校等への適応の悩み、そういう対応が想定されます。この対応としては、子どもや保護者の気持ちに寄り添うという活動が必要であります。それとともに、子どもや保護者に対する教師等の悩みも聞いて、子どもたちに合った教育指導を行っていくための助言も重要であるというふうに考えております。また、家庭と学校等々、また、教育機関との連携も大変重要でありまして、教育者としての視点からの保護者への助言を行う必要もあると考えております。そして、学校経営にも経験が必要、校長とか学校経営の知識経験から導き出される助言とか指導、こういうものがようになってくるところから教員をとということで、現在は委嘱をしておる状況です。

以上です。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えします。

まず最初の月額報酬の件でございますが、1月10万5,000円の12か月分の126万円と、賞与のほうは、2か月分の21万円という形になっております。

二点目にご質問いただきました事務局長の管理者としての業務という形ですけど、議員のおっしゃるように、統括的な管理者という形になりますが、NPOの、法人自体を動かしていく、組織的なところの業務はもちろん事務局長が全面的にやっております。それとともに、従業員がおられますので、それらの日常的な管理、指導、そういうところも業務としてやっているとございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） それで、さっきの岡次長の答弁によりますと、やはり教育経験があるからゆえに、保護者を対象の教育相談ができるというふうなお答えであったと思いま

す。

メンタルな悩み、保護者、それから一般町民、それから児童・生徒及び保護者も含めて、メンタルな悩みのためには既に県費でスクールソーシャルワーカーという方が配置されております。

それで、ここの教育研究所にこの方は籍があるわけなんですけど、教育研究所の設置目的が学力の調査・研究であります。保護者や生徒のメンタルな、つまり悩み事の相談、これには教育経験が必要であると今説明されました。学力の調査・研究にはあまりじかに関係がないように見受けられるのですが。今の答えの受け取り、私の受け取り方ですけど、なぜその方が教育委員会直属ではなくて、教育研究所のほうにいらっしゃるのかも、これもよく分からない。その点が一点です。これ、3回目ですから。

それから、雇用創出協会に関しまして。NPO全体の統括とおっしゃいましたので、当然NPOの定款は町民環境課に提出を義務付けられ、委託先ですからね、町が委託してるわけですから、その定款を課長はお読みになったことが当然あるはずだという前段で、では、このNPO法人四万十町環境・雇用創出協会がごみの運搬・収集以外のどのような特定非営利活動を行っているかを私は存じ上げていませんので、教えていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 教育次長岡澄子君。

○教育次長（岡澄子君） 教育研究所の管理規則というものがございます。その中で、業務の中に、先ほど議員おっしゃられた教育原理、思潮及び制度の研究、教育計画の調査研究、教育内容及び方法の研究、教職員研修の助成と、こちらは教育研究所でも研究員が主に関わる部分かと思えます。

そして、五番目に教育相談に関すること、不登校児童生徒対応、特別支援教育の調査研究、情報教育の調査研究、その他必要な業務と、教育研究所にはこのような業務がございまして、職員等につきましては、研究所の所長、教育相談員、事務職員を置くと。また、必要な場合は研究員とか支援センターの指導員等を置くというふうな業務内容、また、人員配置となっております。

そして、スクールソーシャルワーカーにつきましても、国の補助を受けて県が実施しておりまして、四万十町は委託を受けて実施しておりますが、スクールソーシャルワーカー、学校に配置をする場合と、教育関係機関に配置をする。そちら、どちらでも構わないということで、四万十町では学校が多い関係で、教育研究所のほうに籍を置いて、当然スクールソーシャルワーカーはそれぞれの精神的な、そういう福祉の面の知識、そういう経

験も必要ですけれども、それで、そういう知識も持ちながら、関係機関との連絡調整というところもありまして、教育相談員とそういう連携も取りながら実施をしているという状況であります。

以上です。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えいたします。

一般ごみの収集以外の取組ということでございますが、まず、町内で行われます四万十川等の一斉清掃。こういうところには、収集のほうに積極的に協力していただいております。また、地域でありますイベント。例えば米こめフェスタでありますとか台地まつり、そういうところのごみの手配。そういう形もやっていただいておりますし、また、収集のほうに関わりますけれども、一般的に出されないお年寄り、高齢者等の、小さいものへの対応とかいう形で協力をいただいております。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

3 番古谷幹夫君。

○3 番（古谷幹夫君） 一点だけ、全体的なことなんですけれども、まだ議員1年生で、この決算書の質疑応答というのは初めてのことで、とんちんかんな質問になるかも分かりませんけれども。

決算の結果が住民の方にどういう形で、情報開示という形で開示されていくのか、そのことについて教えていただきたいということでございます。

○議長（橋本保君） 財政班長大元学君。

○総務課財政班長（大元学君） 決算の住民の方々への公表の仕方ということでございますけれども、今回ご認定をいただきましたら、まず、今回お配りしておりますような普通会計決算の状況ですとか、そういった資料のほうをホームページでも公表いたしますし、それから、来月号の広報等では、そういった今回の概要等についても周知をさせていただきます。

それから、1年をかけてあらゆる指標等、金額ですとか、財政的な指標等、そういったものをまとめまして、年度末あたりには財政状況という形で、また、まとめたものをホームページ等でも公表いたしてまいります。そういった状況でございます。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 1件だけです。

今回、この決算の審査については先般、事前に時間を取っていただいて、各所管から説明を受けておりますので。その折に、ちょっと私のほうも取り違いをいたしまして、最初の項の1款の項目についてお伺いをする部分をちょっと失念をしておりました。その場面がありませんでしたので、その部分だけお伺いをします。

成果説明書で行きます。2ページを開けていただきますと、内容は、ファイリングシステムと言って、文書維持管理の関係のところですよ。2ページですね。ここの部分であります。ちょうど真ん中ほど、事業実施の内容ということで書いてありますが、文書管理用の消耗品ということで、平成26年度、261万5,244円ということで、内容はフォルダー、ガイドラベル、文書保存箱ということで購入をされております。これは平成26年から28年度、いわゆる導入期が始まって、いよいよ27年度は完結というか、いろいろコンサルからの指導も受け終わりにかけて、来年度以降は独り立ちをするという今時期に入ってきました。

非常に先般来の一般質問やら質疑の中で、非常にこの導入が成果を上げてるということで、私も実際に各課を回って行って、非常な感心をしていつも見させていただいております。

実施がされて、成果が上がってきておる中で、いよいよ来年からは独り立ちをしながら自主管理をしていくという時期に入るわけですが、このフォルダー、消耗品。これについては平成26年度、260万円ということで、内容は今言った、中を整理するフォルダーという、挟むやつだと思いますが、それからラベルといったところで。これは毎年度、今から更新をしていく中でこれぐらいの消耗品が生じるのか。はたまた平成26年度に限って、ここだけ、最後の仕上げの段階で消耗品、一括でこれを購入をして仕上げていくのかというところを、お伺いしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

文書維持管理システム、ファイリングシステムですけれども、平成24年に導入を開始いたしました。来年28年度までが委託期間、5年間で委託期間でありまして、29年から独自で行っていくという計画であります。

それで、お尋ねの消耗品、フォルダー関係なんですけれども、文書を保存している間

は、フォルダーに挟んだままで文書を箱に入れて、保存箱に入れて、書庫のほうで保存してあります。それが短いものと1年保存、それから3年保存、5年保存、10年保存とかいったようになっておるわけですが、廃棄するときにはそのフォルダーは再利用できますので、再度使うようになりますので、だんだんフォルダーの購入枚数も減ってくると。それで、5年ぐらいたちましたら、当然破損などして買い替えなければならないものは別としまして、基本的には再利用できるという形になりますので、消耗品についてはだんだんに金額が減ってくるということになります。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） お答えいただきまして、承知しました。

すみません。平成28年度までがコンサルということで、29年度以降が独り立ちということとであります。

これは確か平成26年から3年間、債務負担行為ということで、1,500万円ぐらいの金額を設定をしているということで、今回も1,458万円ということで、導入委託料ということですが、この1,400万円というのは、債務負担行為が28年度で終わるということで、以降は大体どのぐらいの年間の、今、消耗品等々を含めまして、予算が必要か、生じるかというところの推計は出てますか。それだけいただきたい。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 平成28年度までで、おっしゃられましたように、委託料は終了しますし、備品は主にキャビネットでございますけれども、これも必要台数がそろっておりますので、それ以外のガイドラベルとか、それから文書保存箱、そういったものの購入のみになってくると思いますので、100万円そこそこといった予算で進んでいくのではないかというふうに考えております。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 一点だけお伺いをします。

歳入歳出決算審査意見書の中からお尋ねいたします。

先日、勉強会でお聞きした部分ですが、大変不十分な点がありましたので、それと確認の意味で質問させていただきます。

8ページの障がい者雇用についてでございます。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の下、障がい者である労働者が経済社会を構成

する労働者の一員として、職業、生活においてその能力を発揮する機会を与えられるよう、人件費のうち障がい者雇用に切り替え、可能な業務を調査検討し、積極的な取組を行うよう望むものであるという意見を具申をいたしております。

先日、法定雇用率、役場の場合の法定雇用率を私は2.3%というふうに問い合わせましたが、課長の答えは確か2.03%やったと思いますけれども、その確認と、それから、平成26年度、その法定雇用率で行きましたら、定数と言いますか、人数は何人かということと、実態はどのようなになっているかということをお聞きしたい。それから、法律で言う障がい者雇用については、これは正職員のことを指しちゅうのか、それとも、臨時職員も含めてということ指しちゅうのか、その点についてお聞きいたします。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

法定雇用率は、議員おっしゃられたように2.3%であるというふうに記憶をしております。

それで、少し細かい計算があるんですけれども、2.3%を達成するには4名の雇用が必要であると思います。それで、1名の方でも、障がいの度合いによってダブルカウントのようなこともありまして、現在、それを含めて3名のカウントになっておるということで、1名不足しておるというふうに記憶しております。

それから、正職員かどうかということは規定がありませんので、臨時職員でも、1年以上の雇用があればカウントになるということになっております。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） この法定雇用率というものは、性格的に言いましたら、最低限度の数字を指しておるんじゃないかと思えますけれども、それ以上採用してもよろしいというふうに、構いませんか。そういう理解でよろしいですか。。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） そのとおりでございます。

○議長（橋本保君） いいですか。

（7番岩井優之介君「はい、いいです」と呼ぶ）

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） 一点だけ簡易水道事業の関係で、ちょっとお伺いをしたいがです

が。

簡易水道事業、各地で整備をされて、だんだんと完了してきておる。ある地域によれば、この地域は全部完了しましたよというような結果になっていると思いますが、その中で、整備ができなかった世帯。こういうものもボツボツとあるような気がしますが、それについて把握をされておるのか。また、これの対策は、どういう対策を考えておられるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（橋本保君） 上下水道課長高橋一夫君。

○上下水道課長（高橋一夫君） 簡易水道事業で、今、施設改良事業で整備をやっております。その予定としては、一応平成28年度までの予定ということで今整備計画を立てておりますが、ちょっと国の予算が若干要望に対して今年67%ぐらい落ちてますので、ちょっと計画が1年、2年落ちるんじゃないだろうかいうところもあります。

もう一つが、平成28年度までが国の補助の要綱で暫定期間言いますか、今の補助で行けるという暫定期間が28年度までに区切られておりますが、それ以降の見通しが、国のほうから全然連絡ありませんので、補助要綱が延びると思いますが、ちょっとそこら辺の情報が入ってきてません。今の暫定は平成19年から28年度まででしたので、その補助要綱で今やっております。それ以降のちょっと補助要綱はどうなるかはちょっと見通し立っておりませんが、今、建設改良途中ですので、今計画中の事業については継続してできるものとは考えております。

そして、計画が終わりまして、未普及地区がどれぐらいあるかという問題でございますが、ちょっと資料、手元にありませんが、この間はかった分で約170人ぐらいの未普及人口が出るのではないかというふうには考えております。一番多いのがやっぱり十和地区、それから大正はかなり少ない、窪川もかなり少ないような状態で、やっぱり旧十和地区が未普及人口がやっぱり残ってくるのではないかと考えております。

それに対する、どういう手だてがあるかということでございますが、今ある事業としましては、補助事業としましては、県単事業の中山間の事業で、生活用水確保支援事業というのがございます。これ、3戸以上で、の戸数があれば、3分の2の確か県の補助があって、残りが町と個人負担というふうな事業があります。事業に乗るとすれば、その事業ということになるかと思います。

2戸以内のところが出てきます。それをどうするかということは、ちょっと今後の課題にはなろうかと思います。その分は町単事業で拾うとかいうところが今後の検討課題には

なろうかと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） その後については分かりました。

どこそこ簡易水道言うて、その地域を、全てを網羅して整備したんですけれども、その整備されたとされた地域の中に例えば高い地域、水源地より高いところに家があるとかいうところが1戸、2戸とかいうて散在して残っておる。これに対する、世帯について把握をされておるのか。また、そういうところについての対策は、どのようなことを考えておられるのかということ、もう一度お聞きします。

○議長（橋本保君） 上下水道課長高橋一夫君。

○上下水道課長（高橋一夫君） 先ほど申しました未普及人口179人のところは、今調べる限りの未普及人口ということで調べておりますので、給水区域から若干外れているところもあります。そこもカウントして179人というところで数えております。

例えば井崎なんかは高いところ若干外れておりますので、確か5戸、5軒、右左の谷にあったと思います。そこも、考えられるところは全部カウントして179人というところになっております。

そして、場所によって、先ほど言いましたように、3戸連たんして連ねるようなところは、先ほど言いました県単事業が導入できると思いますが、3戸でまとまってないところがあるところは、やはり先ほど申しました町単事業を新たに創設して拾う。言え、水道事業から離れた生活支援のほうの事業というふうにはなってこようかと思います。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 大変今困っちゃう世帯もあるがです。それ、町単の事業で確実に拾えますか。その点もう一回、再度。

○議長（橋本保君） 上下水道課長高橋一夫君。

○上下水道課長（高橋一夫君） お答えします。

やはり1軒になります。やはり補助が、これから新しく検討しなければいけないということになりますので、1世帯に全部、要望の事業費が100%行くというふうにはなりませんので、やっぱり個人負担がやっぱり発生するということは出てこようかと思います。そこら辺をこれから十分検討していきたいと考えております。

(1 番橋本章央君「はい」と呼ぶ)

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 一点だけ。一般質問をされた内容とも若干関連がありますので、確認の意味で。

主要な施策の成果説明書の中の162ページに、江師の農林水産物集出荷加工場の件で、少しだけ確認をしておきたいと思います。この一点だけです。

この事業、平成26年で終了ということなんですけれども、この事業の成果一番最後に、これ、一般質問でも質疑があったかと思うんですけれども、施設の有効活用に向けて、利用者の変更や追加を含め、活用について検討を要するという事で、できることであれば、せっかくの立派な施設でありますので、引き続き使えるもんは使っていきたいという答弁であったかと思うんですけれども。

その中で、これはあくまでもやはり農林水産物集出荷加工場という説明なんですけれども、実際は食品衛生法に基づいて、食品の加工場という意味合いでの認可を取っての事業だと思うんですけれども。

そういった場合、一般質問の中で、局長答弁で、地元にある集落の、協定されているところとか、あるいはほかにも団体があろうかと思うんですけれども、そういったいわゆる保健所の許可が出るのは、こういう加工場は、1施設について1使用者しか許可が出ないんじゃないかなと普通は思うんですけれども、その点ちょっと確認を局長にしたいと思います。やはり地元のそういった、この施設を利用したいというグループがあったとしても、やっぱり一つにまとめてやらないと食品衛生法の許可が出ないんじゃないかなとも思いますし。そこあたりの協議もされると思うんですけれども、そういったことで少し伺いをまずいたします。

○議長（橋本保君） 大正地域振興局長山脇一生君。

○大正地域振興局長兼地域振興課長（山脇一生君） お答えさせていただきます。

先日の一般質問の中で、集落協定との連携も含めてといったところは、実験場のほうでちょっと答弁をさせていただいたつもりでございましたが、加工場については議員おっしゃいますように食品衛生法、こういった縛りがあります。こういった認可を受けた上で、施設の運営を行わなければならないと、こういうことになっております。

当然、単一の事業所が運営をするということであれば、それなりに許可申請を出して許

可を得られると。ただ、複数になった場合にはどこが最終的な、何か問題が起きたときにといったことを考えたときに、果たして複数の許可を受けることができるのかなというのが一つの課題になろうと思います。

ほんで、利用を、今現在よう使わん状況ということで、使っていないわけながですけど、今後において、あの施設を利用して加工をしたいということになれば、当然許可を得ていただくと。そのときに複数、2者とか3者、それが使えるのかどうかと、こういったところは研究課題ということで、内部的には今、協議もしているところです。そこはまた確認をさせていただきたいというように考えております。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） この施設を建設以前から説明を受けておりましたけれども、この加工場の設置に当たっては、大正地域と、併せて十和地域の農産物を集出荷して、ここに集めて加工するという、地域限定的なあれがあったんではないかと思うんですけれども。新たに例えば、窪川地域からこういった施設を使って加工をやりたいという場合があったら、補助金の制度的な面で、私は町内であれば、四万十町内であればできるんじゃないかなと思うんですけれども、元来は、本来はやはり大正・十和地域ということで議会に説明がありましたけれども、そこあたりの利用範囲。もう少し今後の検討にあると思うんで、答弁できれば願いたいと思います。

○議長（橋本保君） 大正地域振興局長山脇一生君。

○大正地域振興局長兼地域振興課長（山脇一生君） お答えさせていただきます。

議員のご意見のとおり、大正・十和地区の零細な農家の生産物を加工して、付加価値を付けて、農家所得の向上につなげていこうというのが当初の目的でございます。

ただ、今の状況から見ますと、今後この施設が利用されないという状況が発生しておりますので、利用業者、こういったところも今後検討もしていかないかところですが、そういったことにこだわらない、とにかく利用して、広い範囲の農家所得の向上、当然四万十町内の農家といった、農林家の所得向上につなげるといったような利用の仕方、今後考えていかないかというふうには思っております。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） もう一点だけ。一般質問の中でも、補助金の返還になるかもしれないかなというような、補助金返還に関する質疑もあったと思うんですけれども。

例えばこれ、当然のことながら、目的外使用になれば、これは当然、補助金の返還は当

然なんですけれども、例えば今使われていない状況ですよ。これが何年も使われない状況でいても補助金の返還になるのではないかなという、そこあたりの心配がありますんで、できれば、まだ新しい施設でありますので、これから四万十町としては地域資源を、農水産物、林産物も含め、地域資源を生かした加工品、いわゆる6次産業化で所得を上げて、雇用も進めていこうという中の対象の施設になりますので、できれば来年度以降も、平成28年度に向けて準備をして、ほんで、この団体であればこういったという間違いのない、収支のバランスが取れたような事業であれば、私個人としては是非進めていただきたいという感があります。

しかしながら、今回の、平成26年度までのこの加工部門においては、私は成功したとは言えないと。どちらかといえば失敗した典型例ではないかなというふうに自身は思っております。そういったことを踏まえ、次にやる場合には、十分に事業性に見込みがあるかどうか、そこらあたりを執行部のほうで判断していただいて、事業主体になる方との連携・協議をしながら、是非ともできるだけ早く運営を行ってもらいたいという気持ちがありますので、そこあたり少し、考えがあればお伺いをいたしたいと思います。

○議長（橋本保君） 大正地域振興局長山脇一生君。

○大正地域振興局長兼地域振興課長（山脇一生君） お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、これは使わなくても当然目的外使用といったような適用されて、補助金返還になるという可能性も十分あると思います。

この事業を導入したときには、品目等を一定示して、こういう事業をやって流通加工に乗せていくんだといったような詳細な計画を立てた上で、補助事業を導入してきたといった経過があるというふうに考えております。

そういったことから考えますと、例えばある、これを使いたいといった、また事業の内容を精査したときに、十分使って経営をやっていけるといった場合においても、当初の、導入したときの事業目的から言うと、導入の目的を達してないと、これは目的外利用になるという判断をされる場合もあるかもしれませんし、途中で変更することによってクリアできるのかも分かりません。そこについては自分のほうでもこれから調査もして、事業者、今現在の企業組合がそういった利用につなげられるのか。つなげられないとすれば、あるいは使う希望のある事業者、こういったものの募集をして、選定をして、許可をして、前段言いましたもろもろの手續等もクリアして、補助金返還は避けていくといった形で取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

過日、先月でございますが、副町長のほうから、一定施設を見学していただくといったことで段取りをして、4業者に見ていただいた経緯はございます。ただ、まだそこからの、次の段階のステップというのはこれからということでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号平成26年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

認定第1号を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

ここで暫時休憩をします。

午後2時22分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第13 陳情第27-26号「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情書、日程第14 陳情第27-29号国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情書、以上、陳情2議案を一括議題とします。

この陳情議案につきましては所管の教育民生常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

6番教育民生常任委員長下元真之君。

○教育民生常任委員長（下元真之君） それでは、陳情の審査報告をさせていただきます。

す。

平成27年9月18日。

四万十町議会議長橋本保様。教育民生常任委員長下元真之。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94第1項の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第27－26号。付託年月日、平成27年6月10日。

件名は、「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情書。

審査の結果は、不採択すべきものと決定であります。全員一致であります。

続きまして、陳情第27－29号。付託年月日は、平成27年6月10日。

件名は、国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情書。

審査の結果は、同じく不採択すべきものと決定。全員一致であります。

続きまして、今回の第3回定例会での委員会審査の経過報告をさせていただきます。

陳情第27－26号。平成27年6月10日の付託であります。

件名は、「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情書であります。

協議者は、教育民生常任委員会委員と、教育委員会の次長で協議をいたしました。

審査の意見内容でございます。OECD加盟34か国中17か国が大学授業料無料で、有償である国には全ての国に給付制、返さなくてもよい奨学金があるとのことだが、日本経済の現況を考えると、全ての大学生に給付制、返さなくてもよい奨学金をとということになると、無理があると思われる。

また、可能ならば、あったらよい制度であると思うのは当然であるが、現行の奨学金制度は償還、返済が必要であっても、無利子であったりとの配慮もある。償還期限を緩やかにするなどが現実的だろうと。

また、現行の奨学金制度でも、一定の収入、年収が300万円を得るまでの間は、返済期限を猶予する制度などが工夫されているのが現状だと。そのような一定の配慮などがあるとの意見がありました。

以上のようなことから、審査の結果は不採択であります。全員一致であります。反対意見はありませんでした。

続きまして、陳情第27－29号です。同じく27年6月10日に付託されたものでござい

す。

件名は、国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情書であります。

協議者は、教育民生常任委員会委員と、教育委員会の次長であります。

審査意見の内容であります。老人福祉に対する制度でも、一定の所得に応じた負担をお願いしてきているのが現状だと。一定以上の所得世帯には負担もしていただくべきだと考えるという意見。

また、高校無償化への所得制限も、世帯収入が910万円、月額にしますと75万円未満からと、一定の配慮が見られる。そういった意見。

また、生活保護世帯や非課税世帯など、低所得者への高校生奨学給付金制度はあると。そのようなことから一定の配慮がなされており、採択は難しいと思うなどの意見が出されました。

以上のようなことから、審査の結果は不採択。全員一致であります。反対意見はございませんでした。

以上であります。

○議長（橋本保君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

これより教育民生常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

7 番岩井優之介君。

○7 番（岩井優之介君） 私はこういう陳情は是非上げてもらいたいなという気持ちがあります。そういう立場で、皆さんの討議を、議員の討議を尊重したいんですけども、次の機会もありますので、改めてご質問させていただきます。

今朝、インターネットで、「日本経済新聞」で見ましたけれども、日本の教育費がOECDの加盟国34か国中、国民総生産に対する教育費が34か国中最下位です。これについては委員長は御存じやったでしょうか。

○議長（橋本保君） 6 番教育民生常任委員長下元真之君。

○教育民生常任委員長（下元真之君） 答弁させていただきます。

その意見も話合いの中では出てきておりました。

○議長（橋本保君） 7 番岩井優之介君。

○7 番（岩井優之介君） 私は、こういう学生の置かれている実態、そして要求の正当性の根拠、それから、改めて日本の持っている力を考えたときに、当然考慮すべきだと思い

ますし、特に、例えば日本の経済のことを考えたときに、無理だと、無理があると思われるというふうな分析は、これは政府がすることやないかと私は思います。ほんで、あくまでもこういうところで議論するのは、この要求に対しての正当性があるかということと、記述に対して正確かどうかということとか、そういう、それからその置かれている実態、それから日本の若者が置かれている、今の少子社会の根本問題なんかも含めて、総合的に検討してもらいたいなと思っておりますけど、そういう、この要求を上げて判断するのは国ではないかというふうに思いますけど、その視点は無理があるでしょうか。

○議長（橋本保君） 6番教育民生常任委員長下元真之君。

○教育民生常任委員長（下元真之君） この審査の意見の内容の中にも書かせていただいておりますけれども、一定そういった視点の発言は皆さんの中からあったんです。

あったんではありますけれども、例えば老人福祉に対する制度の中でも、一定の負担をお願いしているというような現状も考えますと、報告に書かせていただいたような意見が私たちの委員会の中では大半を占めてきたと。今、岩井議員が言われたような視点の意見も確かに出てきた中でも、しかし、やっぱりこういうふうな、ここに書かせていただいたような意見で取りまとめていこうという形になったということでもあります。

○議長（橋本保君） 岩井議員、それでいいですか。

（7番岩井優之介君「はい」と呼ぶ）

16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 委員長に質問があります。

私も岩井議員とかなり同じような意見で、老人福祉も自己負担がある。ですから、だから教育費、奨学金でしたっけ、貸与の部分と、それから給付の部分と無償の部分と、いろんな形があるそうなんですけど、それもやっぱり自己負担というのであれば、いうのであればですよ、世界の先進国の福祉の実態。福祉、社会保障の制度と日本の社会保障の制度を見比べ、なおかつ世界の先進国のOECDが定義している、34か国の先進国ですよ、そこが教育というものにどのような、教育というものを政策の中でどのような位置付けをしているかということも見比べるべきではないでしょうか。

子どもとお年寄り、社会的に弱者であると思います。制度のしわ寄せを受ける人々です。だから、私が思うのに、社会保障に対して、本当に岩井議員が言われたように、本当に困っている方に目が届かない制度っていうのは、それは相共通する部分があると思うんです。だから、老人に負担を強いて、子どもに負担を、子どもの保護者ですか、負担を負

わせないのはおかしいではなくて、日本という国における制度間の比較ではなくて、世界の先進国の中で日本が社会保障の面、そして子どもの教育の面でどのような施策を取っているかを共に比較しなくては行けないと私は思います。

まだあります。教育費というのは未来への投資です。貧困、格差、今言われてますよね。これは所得の格差です。そして貧困の連鎖って言われてますよね。ここに教育の、教育格差があり、所得の格差があり、それが相まって貧困の連鎖っていうのを生み出します。高い教育を受けた方は高い所得を得られます、一般的に。そういうことも全て勘案すべきであると思います、委員長の意見を聞かせていただきたい。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本保君） 分かってます。

委員長の意見は言うことありませんので、そういったことを協議をされたかどうか、そういう視点を持って協議をされたかどうかということだけを答えてください。協議してなかったら、してないでいいです。

6 番教育民生常任委員長下元真之君。

○教育民生常任委員長（下元真之君） 分かりました。

そういった点につきましても、奨学金制度の中でも一定の収入を得るまでの間の返済期限が猶予されているとか、所得制限のほうも、ある一定の、世帯所得が910万円、月額所得が75万円未満からというふうに、一定の配慮がされているという議論をさせていただきました。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） それでは今の答えて、協議内容を一定理解いたしました。

もう一つの質問があります。委員長は、先ほどの委員会の審査結果報告の中で、教育委員会の次長と協議をしたという言葉が出てきました。これは議会に付託された陳情であります。なぜ執行部の方と協議をなさるんですか。この認識は二元代表制というものに対する正確な認識を欠く発言であると思います。その本位を教えてください。

○議長（橋本保君） 6 番教育民生常任委員長下元真之君。

○教育民生常任委員長（下元真之君） ここの中にも書かせていただいておりますように、次長に来ていただいたのは、あくまで参考意見を聞かせていただくということです。現状の制度がどうなっているのかといったことを聞くために、次長に同席をしていただいたということです。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） そのような、それであれば理解できます。そのような事情、つまり、そのような参考意見のために来ていただいたのであれば、協議という言葉は非常に不正確な言葉の使い方で、誤解を与える使い方であると思います。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより陳情第27－26号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第27－26号大学生への「給付制奨学金創設」を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は不採択です。

陳情第27－26号大学生への「給付制奨学金創設」を求める陳情書を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立少数です。賛成者、7番岩井優之介君、16番西原眞衣君。したがって、陳情第27－26号は不採択することに決定しました。

これより陳情第27－29号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第27－29号国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は不採択です。

陳情第27－29号国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情書を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立少数です。賛成者、7番岩井優之介君、16番西原眞衣君。したがって、陳情第27－29号は不採択することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第15 発委第17号伊方原発についての「公開討論会」の開催を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

12番総務常任委員長堀本伸一君。

○総務常任委員長（堀本伸一君） 発委第17号。

平成27年9月18日。

四万十町議会議長橋本保様。提出者は、総務常任委員長堀本伸一でございます。

伊方原発についての「公開討論会」の開催を求める意見書です。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

この意見書は昨日の陳情書に伴うものでございますが、一定読み上げをさせていただきたいというふうに思います。

伊方原発についての「公開討論会」の開催を求める意見書。

原発による重大な事故が起これば、仕事も住まいも学校も、生きる場所をそっくり移転せざるを得ない。被害は県の境目を超えて、広大な範囲に及ぶものであり、放射能汚染の深刻さは他の被害とは比べものにならない。それだけに、福島原発事故の直後に語られたように、いわゆる原子力村周辺の意見だけで原発の問題を検証することは許されない。はっきりとした判断的見解を述べる専門家も必ず含めて検証すべきである。

2006年にプルサーマル問題が焦点になったとき、愛媛県は容認、推進の研究者3名と、慎重、反対の研究者3名を論者に公開討論会を実施した。世論の要望もあって実施したこの公開討論会について、当時の加戸知事は、私自身も大変勉強になりました。みんな関心を持ってこの会場へ来られたんだらうなというのを感じさせていただきました。いずれにしても県の主催した公開討論会、CATV、ケーブルテレビ、あるいはインターネットでの、会場へいらっしゃらなかった方々にも随分参考になったものと思いますし、今回の県主催

の討論会を開いたことは正解だった。このように語っている。

福島原発事故で、私たちは容易に解決できない原発事故の深刻な実態を知った。プルサーマル問題のとき以上に広く住民の声を反映させ、意見を交わす必要のあることが明らかである。知事が重要な判断要素として上げている伊方原発環境安全管理委員会原子力安全専門部会は、四国電力と国の話を聞いただけで、批判的意見を持つ専門家の意見聴取はしないまま、まとめを行った経緯がある。このような形で作成されたまとめを基にして、重大な原発問題を判断することは許されない。については徹底してフェアな構成による公開討論会の開催を求めます。

以上が意見書の内容になります。

愛媛県知事様。

2015年9月18日。

高知県高岡郡四万十町議会です。

以上であります。

○議長（橋本保君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第17号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第17号伊方原発についての「公開討論会」の開催を求める意見書を採決します。

発委第17号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立多数です。反対者、13番榎野章君。したがって、発委第17号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第17号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありあせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第16 発委第18号「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書、日程第17 発委第19号特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書、以上、発委2議案を一括議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

6 番教育民生常任委員長下元真之君。

○教育民生常任委員長（下元真之君） それでは、同じく、昨日採択をいただきました陳情の意見書提出でございます。

発委第18号。

平成27年9月18日。

四万十町議会議長橋本保様。提出者、教育民生常任委員長下元真之。

「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

意見書であります。

「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書であります。

主な要望内容が下に記してありますので、読ませていただきます。

- 1、国の責任で、小学校3年生以降の35人以下学級を計画的に前進させること。
- 2、国は35人以下学級実現のため、標準法を改正して、教職員定数改善計画を立てること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣宛てであります。

続きまして、発委第19号。

平成27年9月18日。

四万十町議会議長橋本保様。提出者は、同じく教育民生常任委員長下元真之です。

特別支援学校の「設置基準策定」を求める意見書であります。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

意見書であります。

特別支援学校の「設置基準策定」を求める意見書であります。

主要要請内容が下に記してあります。読ませていただきます。

1、特別支援学校の設置基準を策定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年9月18日です。

提出先は、内閣総理大臣と文部科学大臣に提出でございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第18号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第18号国の責任による「35人以下学級の前進」を求める意見書を採決します。

発委第18号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立多数です。反対者、16番西原眞衣君。したがって、発委第18号

は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第18号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

これより発委第19号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第19号特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書を採決します。

発委第19号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、発委第19号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第19号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第18 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。

ただいま議員派遣が議決されました。派遣内容を損なうことのない範囲において、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、派遣内容の整理権を議長に委任することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 3 時 4 分 休憩

午後 3 時 6 分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第19 閉会中の継続審査調査申し出についてを議題とします。

各常任委員長から所管事務の調査について、また、議会運営委員長から所掌事務の調査事項について、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がっております。

お諮りします。

各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から所管事務の調査について、また、議会運営委員長から所掌事務の調査事項についての申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

16番西原真衣君から9月16日の一般質問における発言について、会議規則第64条の規定により、不適切な発言部分を訂正したい旨の申し出がありました。

お諮りします。

これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(16番西原眞衣君「議長、16番。16番」と呼ぶ)

○議長（橋本保君） ちょっと待ってください。

ご異議なしと認めます。したがって、西原眞衣君からの発言取消しの申し出は、これを許可することに決定しました。

(16番西原眞衣君「議長、16番」と呼ぶ)

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 今議会におきまして、私の事実誤認に基づく不用意な発言部分が判明いたしましたので、当人と住民の皆様に誤解を与えましたことを深くおわびいたします。

発言箇所1。町がごみの運搬収集業務を委託している四万十町環境・雇用創出協会の事務局長の月額報酬10万5,000円、そして賞与21万円のところ、事実誤認により月額報酬12万円、賞与60万円と誤って述べました。

発言箇所2。教育研究所の教育相談員2名の年額報酬232万8,000円。すみません、間違えました。年収116万4,000円。これは一人分です。一人分、年収116万4,000円のところを、事実誤認により、あたかも一人分が年収232万8,000円であるかのように誤って、事実誤認により誤って述べました。

以上、2か所を陳謝いたします。大変ご迷惑をお掛けいたしました。

（「議長、休憩を。暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本保君） 暫時休憩します。

午後3時10分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、16番議員西原眞衣君から発言の取消し、訂正がありました。これに追加の訂正、取消しを求めたい旨の申し出がありましたので、許可します。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 追加で、今の教育長の休会中の発言で、初めてそのことを知りました。ですからびっくりしたんですが。

この町の町立の公立中学校の学力が全国で下から3位と、どうも言ったようです、テー

プによると。

私、それは事実誤認でありました。勘違いでありました。高知県の公立中学校の全国学力検査の結果が全国で下位から３番目の間違いでありました。誤解を与えましたことを、ここに深くおわび申し上げます。

○議長（橋本保君） これで西原眞衣君の訂正発言、取消発言を終わります。

（11番下元昇君「議長、動議。動議を提出します。動議を提出いたします。私以下８人から」と呼ぶ）

ちょっと待ってください。

はい、どうぞ。

○11番（下元昇君） 私以下８人から提出の西原眞衣議員に対する問責決議（案）について、緊急を要しますので、直ちに日程に追加し、議題とすることを望みます。

○議長（橋本保君） ただいま11番下元昇議員ほか８人から西原眞衣議員に対する問責決議案についてを日程に追加し、議題とすることの動議が提出されました。

この動議は２人以上所定の賛成者がありますので、成立しました。

西原眞衣議員に対する問責決議案についてを日程に追加し、追加日程第１として議題とすることについて採決します。

この採決は起立により行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立多数です。したがって、西原眞衣議員に対する問責決議案についてを日程に追加し、追加日程第１として議題とすることは可決されました。

暫時休憩します。

午後３時34分 休憩

午後３時35分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 追加日程第１ 発議第３号西原眞衣議員に対する問責決議（案）についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、16番西原眞衣君の退場を求めます。

(16番西原眞衣君 退場)

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） それでは、この発議は議会内の秩序に関する案件でございますので、副議長であります私のほうから提案をさせていただきます。

発議第3号。

平成27年9月18日。

四万十町議会議長橋本保様。提出者、四万十町議会議員下元昇。賛成者、四万十町議会議員中屋康、岩井優之介、槇野章、堀本伸一、下元真之、吉村アツ子、水間淳一、酒井祥成であります。

西原眞衣議員に対する問責決議（案）について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

ページめくっていただいて、私のほうで理由を説明させていただきます。

西原眞衣議員に対する問責決議（案）。

9月議会一般質問での西原議員の発言に対し、多くの町民から叱責が議会にあり、発言内容について、9月17日開催の議会運営委員会において、発言者西原議員と実名で名指しを受けた両者より、それぞれ発言内容について意見、考えを聞きました。

その結果、先ほど、数字などについての発言の違いは西原議員より訂正と陳謝が行われました。

一方、町民から指摘を受けました不適切な発言内容や、裏付けのない個人同士の発言については、本人からの取消しと陳謝はしないとの意見であったが、議会運営委員会の結論としては、この発言部分においては地方自治法第129条、第132条及び四万十町議会会議規則第102条の規定に触れるとの結論に至った。また、これまでの一連の本会議等での発言についても、議会の秩序、品位がないとの意見が四万十町議会に多く寄せられ、議会運営委員会でもこの点を重視すべきとの意見があった。

結論として、町民からは議会の権威と失墜を指摘されており、このままでは正常な議会として、町民の付託に応えることが困難であるとの意見で一致し、これまでの西原議員の発言を看過することはできず、今後においては、不適切、不穏当な発言を改める意味や、四万十町議会を品位あるものとするためにも、西原議員に問責を科すべきとの結論に至っ

た。よって、ここに、地方自治法第112条、議会会議規則第14条に基づき、西原議員に対し、言動について猛省すべきことを勧告する。

以上、決議する。

平成27年9月18日。

四万十町議会。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

16番西原眞衣君から本件について、一身上の弁明をしたいとの申出があります。

お諮りします。

これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、16番西原眞衣君の一身上の弁明を許可することに決定しました。

16番西原眞衣君の入場を許可します。

（16番西原眞衣君 入場）

暫時休憩します。

午後3時43分 休憩

午後3時43分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番西原眞衣君の一身上の弁明を許します。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 自席でやりますか。そこでやりますか。分かってないので教えてください。そこへ出てって。はい。出てってですか。自席でやりますか、どちらですか。

（「ここで」と呼ぶ者あり）

そこで。向こうで、はい。

（議長橋本保君「ここで、この前」と呼ぶ）

16番の西原眞衣です。発言の、弁明の機会を与えていただいたことを感謝します。

まず私は、数字の間違ひがありました。これは大変不覚でした。不用意でした。公の場で間違った数字を伝えたことは、非常に自分でも反省するところです。以降、留意して、十二分にそのようなことがないように、気を付けたいと思います。

その他の部分に関してですが、私は情報公開というものを非常に大事に思っている人間です。それで、情報公開審査会というのは、私にとってはその情報公開制度というものを、理念を担保するための最後のとりでです。ですから、そこにどのような方々が委員として選ばれているかも、当然私にとって重要な問題となります。

それで、私はこの制度を使って、今まで多くの行政文書入手し、行政の仕事を自分で知ってきました。それは一般住民の頃からずっとそうでした。今でも同じことをやり続けています。今は税金で報酬を頂いておりますので、より熱心にやっております。

そこで、情報公開の申請に基づいて、不開示の通知を2通いただきましたので、異議申立をしました。そうすると、この町の情報公開制度では、実施機関がそれを審査会に付託して、再審議に付さなくてはいけないことになっております。そこで、審査会からの答申も2回いただきました。両方とも、私にとっては行政の判断と全く同じ判断であったので、自分の異議申立の論点には何ら触れられていなかったもので、一体ここはどういう審議をしているところかなと、かねてから疑問に思っておりました。

そこで今回は傍聴を思い立って、審査会の委員長である方にじかに電話で申し込んでみました。公開されていますか、議事録を取っていますか、傍聴できますか、そのような質問です。答えは、議事録は取っているけれども、公開はしていない。つまり議事録の閲覧ができないということです、何人も。そして、傍聴は原則できない。非公開であるということです。ですから私は自分の異議申立の内容に関わることが、どのように審議されているか永久に知ることができないわけです。

まだほかにもありました。そこが問題発言とされておりますので、今はそれを繰り返しません。ただ、その電話でのやりとりの中で、その審査会の委員長の言葉。審査会の公開、非公開、そして議事録の扱いに関する言葉が、私にはその方の、審査会委員長としての資質、情報公開に関する見識、そういうものを計るための、自分なりにそれを査定するための唯一の材料でした。ですから、私はその理由をもって審査会委員の名前をここで行いましたし、委員長のそのときの言動も私はここで言いました。

なぜなら、私はその言動によって資質を推し量り、そしてその設置責任者である首長にその責任を問いたかったし、その人選の在り方を問いたかったからです。ですからその部分に関して、議場の品位を乱した、秩序を乱したと言われることは非常に心外であります。

続きまして、天下りという言葉にも非常に品位を乱すという判定がなされました、議運

によって。これは確かに私の説明不足であったかもしれませんが。しかるに、私の天下りの定義とは、公務員を退職された方がなおかつ税金で報酬を得ているということを指しています。それ以外でも以上でも以下でもありません。ここには説明不足はあったかもしれませんが、そのような意味で天下りという言葉を使ったことが、すなわち品位がないという判断につながることは、やはり私には理解できません。

さらに、全員協議会で、私はこのことがありまして、四万十町情報公開条例、そして四万十町情報公開審査会規則、そして施行規則、これらを全てネットで見て、プリントアウトして読み直してみました。そこには公開、非公開も書かれていず、議事録についても書かれていませんでした。ですから、明文化されてないことに対する判断、やりとりがあったということではあります。

そこで、全員協議会の場、つまり、この案件の全員の議員への周知の場で議長から、情報公開・個人情報保護審査会設置法という国法があり、それが上位法であるので、この町の情報公開条例及び審査会条例及び規則によって書かれていないことは、この上位法の制約を受けるという説明がなされました。でも、私は非常な疑義があります。私は情報公開審査会の審議の公開、非公開、議事録の有無、そして議事録の公開、非公開を問うたのであって、個人情報のことを問うたわけではありません。私はその議長判断には、情報公開審査会の方々の個人情報の保護というニュアンスを受け取ってしまいました。

理詰めで考えるタイプの人間ですので、理詰めで考えてみました。そしたら、私はこの審議の過程です、審議そのものです、審査会における。審議そのもので、私の異議申立の案件には何ら通常の意味での個人情報に含まれておりませんでした。ですから、ここで、情報公開・個人情報保護審査会設置法を上位法とみなすここの町の議会の議運及び議長は、情報公開審査会の審議の過程そのものを個人情報とみなしているのかなと、理詰めで考える私はそういうふうに思いました。それに関しても非常な疑義が残りました。

以上で私の、自分の問題発言とみなされている箇所に対する弁明を終わります。

○議長（橋本保君） 以上で16番議員西原真衣君の一身上の弁明を終わります。

その中で、弁明された中で、調査審議手続の非公開というのがあります。これを私は公開しないという14条に基づいて言っただけのことです。ですから、情報公開条例のことを言っているわけではありません。これは審査会が審査、審議の手続は公開しないという、いわゆる非公開の14条の規定であります。これを話した中身でありますので、誤解のないようにしていただきたいというふうに思います。

(16番西原眞衣君「質問はもうできませんか。質問もうできませんか」と呼ぶ)

できません。

16番西原眞衣君の退場を求めます。

(16番西原眞衣君 退場)

発議提案者、前のほうにお願いします。11番下元昇君。

これより質疑を行います。

提出者に対する質疑はありませんか。

1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） それでは提出者に質疑をしたいと思います。

この問責決議（案）文を手元に配付していただきましたが、これに表れていない部分のこれまでの経過について、もう少し詳しく説明を願いたいと思います。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 今、皆様方のお手元に配付した問責決議（案）は、今回、9月議会定例会の中での16番議員の一般質問に対する町民の方々からの苦情でありますとか、いろんな意見を受けて、議会運営委員会で昨日検討した結果を主に載せておりますけれども、これまでの経緯を説明求めるということでございますけれども。

四万十町議会におきまして、16番議員が当選されて、各定例会で、私も何回か記憶しておりますけれども、一般質問等において、一般の町民の方々の名前を挙げた発言もございました。そして、名指しで名前を挙げられた一般の方々からの抗議。直接本庁に来られ、議長室に来られた方もおりますし、また、電話で、夜も寝られないと、そういったような抗議の電話もこれまでいただいております。

そういったことがあって、度々16番議員は発言に対し、そういった個人の名前等については、その都度、確かに取消しを願い、陳謝をしまっていました。今議会におきましても一般質問の中で個人名が出されたこともありましたが、議長のほうから謹んでいただきたいというようなこともございました。したがって、今回の、私どもは、私が賛同者の8名の方の賛同をいただき問責決議（案）を提出したことは、このままでは、町民から見て、現状の四万十町議会は、ここに書いてあるように、議会そのものの権威の失墜があるんじゃないか。あるいは議会そのものに品位が全くないと、そういったような町民からの声もありますし、過去の事例、そして今9月議会での一般質問通じての町民の皆様方、

あるいは先ほど教育委員会のほうからも修正を願いたいと、こういった数字的なこともあり、今回、議会運営委員会のほうでは何らかの懲罰を科すべきではないかということになった結果が、今回の問責決議（案）でございまして、御存じのように、この問責決議（案）というのは法的な根拠があるわけでもございせんし、議員に対する懲罰としては一番軽い懲罰であります。

ちなみに、この問責決議（案）に書いております地方自治法第129条は、議会において議員は、不穏当な発言や不適切な発言について書かれておりますし、また、地方自治法第132条及び四万十町議会会議規則第102条には議会の品位の保持というものが書かれております。こういった地方自治法、あるいは四万十町の議会の会議規則に照らし合わせ、今回の問責決議を出すに至りました。今回の問責決議は議員に対する懲罰でありまして、議会の秩序保持と品位保持のために限られました議会内での内部的な規律作用であることを申し添えておきます。

以上です。

○議長（橋本保君） 懲罰ではない。勧告。

○11番（下元昇君） 失礼しました。懲罰ではなくて、今回は勧告ということでございます。申し訳ございません。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第3号西原眞衣議員に対する問責決議（案）についてを採決します。

発議第3号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第3号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

16番西原眞衣君の除斥を解きます。

（16番西原眞衣君 入場）

16番西原眞衣議員に申し上げます。

西原眞衣議員に対する問責決議については可決されましたので、報告します。

ただいまから暫時休憩します。

午後4時00分 休憩

午後4時07分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第3回四万十町議会定例会を閉会します。

午後4時7分 閉会

地方自治法第123条第2項の規程によりここに署名する。

平成    年    月    日

四万十町議会議長

平成    年    月    日

四万十町議会議員

平成    年    月    日

四万十町議会議員